

平成27年12月佐川町議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成27年12月7日

招集の場所 佐川町議会議場

開 議 平成27年12月7日 午前9時宣告（第4日）

応招議員 1番 下川 芳樹 2番 坂本 玲子 3番 邑田 昌平
4番 森 正彦 5番 片岡 勝一 6番 松浦 隆起
7番 岡村 統正 8番 中村 卓司 9番
10番 永田 耕朗 11番 西村 清勇 12番 今橋 壽子
13番 徳弘 初男 14番 藤原 健祐

不応招議員 な し

出席議員 1番 下川 芳樹 2番 坂本 玲子 3番 邑田 昌平
4番 森 正彦 5番 片岡 勝一 6番 松浦 隆起
7番 岡村 統正 8番 中村 卓司 9番
10番 永田 耕朗 11番 西村 清勇 12番 今橋 壽子
13番 徳弘 初男 14番 藤原 健祐

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	チーム佐川推進課長	片岡 雄司
副町長	村田 豊昭	教育次長	吉野 広昭
教育長	川井 正一	産業建設課長兼農業委員会事務局長	渡辺 公平
会計管理者	真辺 美紀	健康福祉課長	岡崎 省治
総務課長	横山 覚	町民課長	麻田 正志
税務課長	田村 秀明	国土調査課長	廣田 郁雄
収納管理課長	西森 恵子	病院事務局次長	吉永 龍也

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

平成27年12月佐川町議会定例会議事日程〔第2号〕

平成27年12月 7日 午前9時開議

日程第1 一般質問

議長（藤原健祐君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は13人です。
定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元に配付のとおりです。
ここで、議長交代します。

副議長（岡村統正君）

議長交代いたしました。
日程第1、一般質問を行います。
一般質問は、通告順とします。
6番、松浦隆起君の発言を許します。

6番（松浦隆起君）

おはようございます。6番、松浦隆起でございます。通告に従いまして、本日も3点、質問をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

まず1点目に、災害廃棄物処理計画の策定の推進について、お伺いをいたします。

東日本大震災、また広島の土砂災害、本年発生をしました関東・東北豪雨など、近年は膨大な廃棄物をもたらす大規模な自然災害が頻発をしております。しかしながら、全国の自治体では、この災害で発生した瓦れきの処理、これを適正・迅速に行うために地方自治体がつくる災害廃棄物処理計画の策定が進んでおらず、予期せぬ災害に備えた対策が十分とは言えない状況が続いております。

本年9月、鬼怒川の堤防決壊により市街地が広範囲に浸水をしました茨城県常総市では、膨大な量のごみや瓦れき、いわゆる災害廃棄物が発生をし、県や市はその対応に追われました。災害廃棄物を一時的に保管する仮置き場には大量のごみが持ち込まれ、満杯になり、路上への不法投棄や不衛生で悪臭を放つ膨大な量のごみや瓦れきの対応に追われ、復旧作業に支障を来したというふう聞いております。

国は、自治体に対し、大規模な災害に備え、事前に仮置き場や処理方法を定めた災害廃棄物処理計画の策定を定めておりますけれども、茨城県と常総市では、まだこの計画が未定となっていたようでございます。東日本大震災でも、膨大な災害廃棄物が発生し、その処理の遅れが復旧・復興に支障を来したことは記憶に新しいところであります。

この災害廃棄物は、さまざまなごみが混ざっており、処理の難しさも悩みの種となります。そういった混乱を最小限に抑えるためにも、この処理計画の策定率を高めていく必要が喫緊の課題となっております。

平成 26 年から 27 年にかけて環境省が実施をしました調査によりますと、全国の災害廃棄物処理計画は、都道府県において約 2 割、市区町村においては約 3 割しか策定を済ませていないことがわかっております。市区町村には、計画作成の義務はないものの、災害の際に混乱が生じるため、本年 5 月から環境省では大規模災害発生時における災害廃棄物対策検討会というものを定期的に開催し、連絡協議会などを通じて、各自治体に処理計画策定の推進を促しております。事前にお聞きをしたところでは、本県におきましては、28 年度末までに、各市町村において計画を策定する目標が掲げられているようであります。

これらを踏まえましてお聞きをしたいと思います。本町においての、この災害廃棄物処理計画の策定状況と今後の見通し、また関連をしまして、この災害廃棄物の仮置き場の設置状況と今後の見通しについてもあわせてお伺いをしたいと思います。

町民課長（麻田正志君）

おはようございます。松浦議員の御質問にお答えさせていただきます。まず最初に、状況でございますけれど、本年 6 月に県によりまして、災害廃棄物処理にかかる業務説明会が開催されました。市町村災害廃棄物処理計画の策定についての実務についての説明でありました。

計画策定に関する県の考えといたしましては、事前に松浦議員から確認があったときには、平成 28 年度中というふうにお答えさせていただきました。改めて県のほうに確認いたしましたところ、昨年までは平成 28 年度中の策定というふうにしてございましたけれど、計画の遅れ等がありまして、今回の説明会の内容におきましては、平成 29 年度までに全市町村が計画を策定することを県の目標としておるといようなことでありました。

現在の町の状況についてでありますけれど、現在について、この計画策定についての取り組みについては、今ちょっと行えていないような状況にあります。県が掲げております平成 29 年度までという目標を目指して取り組んでいきたいと思うところでございます。

います。

あと、ごみの仮置き場の設置状況についてでありますけれど、平成18年の3月31日に発効されております前の佐川町地域防災計画に定める震災対策編の廃棄物処理及び清掃計画に基づいて、住友大阪セメントの高知工場が所有しております土地のほうを協定書を結んでおりまして、災害廃棄物を仮置きする場所として使用するということにその1カ所がなっております。

今後の見通しについてでありますけれど、この地域防災計画、現在のもも前のものにつきましても、現在の南海大地震の想定とは変わってきておりますので、今後はこの新しい災害廃棄物の処理計画を策定することを検討する中で、被害状況を推計して、その被害状況から災害廃棄物の発生量を計算いたしまして、それに基づいて仮置き場の必要面積等を計算しまして、その1カ所で足るのか、あるいはほかにも要るのかということを検討して決めていきたいと思うております。以上でございます。

6番（松浦隆起君）

今、課長から答弁をいただきましたが、県が28年度とお聞きしておりましたが、29年度末までということになったということですが、そうすると来年28年、29年度、若干1年間猶予ができたということですが、なかなかこれはつくるには大変な部分もあると思いますが、具体的に、こういった形で進めていかれるのか、来年度の予算にある一定程度含めた形でスタートさせるのか、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

町民課長（麻田正志君）

進め方として現在考えておりますのは、その説明会時において、県が各市町村が計画を策定するに当たりまして、その計画策定の手引きとなるような冊子、それと計画のひな形というものを用意してくれております。それに基づきまして、まず最初から完璧な計画というのは難しいというふうに県のほうのその説明会にもありましたので、その手引き、ひな形とかを参考にして、できるものからやっていって、そのつくっていった中で課題というものが出てくると思いますので、その課題をつぶしていって策定していきたいというふうに考えております。

それで来年度の当初予算につきましても、まだ計画に取りかかっておりませんので、その計画を策定する段階におきまして、内容的

に委託等必要ということになりましたら、議会のほうに改めて提案をさせていただきたいと思っております。そういう意味で、来年度の当初予算のほうに予算の計上ということは考えておりません。以上でございます。

6 番（松浦隆起君）

そうすると、外注をするのか職員さんが一生懸命つくられるのか、まだこれからそれを見きわめるということですね。

このことに関連して、ことしの9月にこの計画づくり、今非常にこれは、今課長からも答弁もありましたが、なかなか大変な部分もあるように聞いておりますが、この計画づくりのノウハウやまた人材等が不足している自治体を後押しをする取り組みとして、官民一体で災害ごみの処理を支援をする災害廃棄物処理支援ネットワークというものが発足をしております。

このネットワークは、環境省が事務局を務めておりまして、民間の事業者団体、研究機関等で構成をされる組織であります。災害時には、廃棄物を処理するための技術的な助言等を行うほか、平時には、自治体の処理計画の策定というものを支援をする役割が期待をされております。ぜひ、こういったものも積極的に活用していただければ、少しでも役場の職員の方の負担、また速やかな計画策定につながるのではないかとというふうに思っております。

またもう1点、この自治体単独での対応には限界があるということも言われております。冒頭に申し上げました常総市では、近隣自治体と災害時の相互支援協定、本町もいくつか結んでおりますが、それを結んでおりまして、応援を受けながら廃棄物の処理を進めました。横浜市や名古屋市が応援の職員を派遣をし、廃棄物の収集・運搬を支援をしたようであります。

地震や台風などから起こるこの大規模災害というものは、いつ起こるかわかりません、と。平時から災害廃棄物の処理について、この自治体間の連携体制というものも整備をしておくことも重要な取り組みの1つになると思っておりますが、この支援ネットワークまた自治体間の連携、これらについて、お考えをお聞きをしたいと思っております。

町民課長（麻田正志君）

今の松浦議員がおっしゃられたとおりだと思います。そのようなことについて、今後、各自治体との協力とか、支援ネットワークとかの利用とかも含めまして、そのようなことができるようにやってい

きたいというふうに考えております。

6 番（松浦隆起君）

ぜひ、特にこのネットワーク、具体的にどういった内容の支援があるのか、私もまだそこまでは調べてませんが、環境省が事務局を務めておりますので、利用できるところは十分利用をさせていただいて、国を使えばいいというふうに思いますので、ぜひこれらも早速問い合わせ等していただいで取り組んでいただければと思います。

防災対策の中で、災害を防ぐ、また災害が起きた後に、どういう形で復旧・復興につなげるのかということも大事な点でありまして、通常の日常生活に戻る上で、この災害の廃棄物の処理というのも大きな大事な取り組みだと思っておりますので、ぜひ、今後この策定、速やかに進めていけますように、よろしく願いをしまして、この質問は終わらせていただきます。

それでは、2点目の質問に移らせていただきます。

2点目も防災関連であります。災害時における安全確認ボードの取り組みについてお伺いをいたします。

毎年行われております総合防災訓練において行われていることの1つに、自主防災組織を中心とした安否確認の連絡がございます。朝、サイレンとともに安否確認を行い、それから防災訓練に集っていくという流れになっております。災害発生時に大事なことは、被害を最小に抑え、住民の命を守るということでありまして。その意味からも、この災害発生時における迅速な安否確認というものは、重要な点であると言えます。

この安否確認の方法については、これまでも各自治体や地域においてさまざまな工夫がなされてきました。例えば、タオルや黄色いハンカチを玄関口に掲げるという方法も多くの自治体で取り込まれてまいりました。そういった中で、新たな取り組みを始めている自治体が出てまいりました。

東京都の練馬区では、この10月に災害が発生したときに、家庭の、御家族の無事を周囲に知らせる安否確認ボードというものを区内の全世帯に配付をいたしました。A5サイズの同ボードの表示には4カ国語で無事ですというふうに表記をしております。こういうようなボードですね。これの英語版のサイズなんです。

災害時には、このボードが見えるように、玄関のドアノブなどに

かけることで救助隊員や地域住民が安否確認の必要がない家庭を効率的に判別をし、迅速な人命救助につながるすることができます。またこの確認ボードの裏面には、水、食料の備蓄、また家族との連絡方法の確認など、日ごろの備えに関する心得も記載をしております。

実際にこのボードを受け取った区民からは、このボードがあれば、災害時の地域の状況が一目でわかりますという声も寄せられておりました。防災課の担当課長も災害時には隣近所で助け合うことが重要であり、これが共助のきっかけになれば、というふうに期待をされているようでもあります。

以上の点から、本町においてもぜひ、この安否確認ボードというものの取り組みを行っていただきたいというふうに思っております。その上で、配慮すべき点を申し上げますと、こういうこのボードというものは、全戸に配ってそれで終わるというものではなくて、大事なことは、いざというときに使ってもらわなければ意味がありませんし、効果を発揮することもできません。その意味から、このボードを配るだけにとどまらずに、いざというときのための意識の啓発をどう進めていくかという点も非常に重要な点になってくると思います。

例えば、定期的に防災無線、町広報、また今配信をしておりますメール、そういったものでお知らせをすることも1つでありますし、また、冒頭に申し上げました毎年行われております総合防災訓練の安否確認の折に、このボードを掲げることを呼びかけ、それを使って訓練を行うと。そうすることによって、玄関にボードを掲げるだけで防災訓練になかなか今まで参加をできてなかった人も、それだけで参加をしている意識にもつながっていくのではないかというふうに思いますし、毎年行うことで習慣づけることができるのではないかというふうにも思います。

またこのボードを外に掲げやすいような工夫等も、配るとなれば必要になってくるのではないかというふうに思います。ぜひ、大事な取り組みの1つであると思いますので、御検討を進めていただければと思います。担当課長のお考えをお伺いをいたします。

総務課長（横山覚君）

おはようございます。お答えを申し上げます。大地震が発生しました際に、人的被害を最小限に食いとめるためには、地域での自助・共助の助け合いが大変重要となってまいります。とりわけ、住民の

方々によるお互いの安否確認、これがいち早く行われることで、その後の迅速な救助・救出が可能となりまして、被害の抑制につながるものと考えております。このため、町では、毎年実施をしております自主防災組織による安否確認訓練や社会福祉協議会が取り組みます防災隣組の活動など、さまざまな機会を通じまして安否確認の重要性に関する啓発、また迅速確実な安否確認ができる自主防災体制の推進に取り組んでいるところでございます。

今回、松浦議員のほうから御紹介のありました安否確認ボードですけれども、無事ですというふうな印刷をされた掲示板を玄関先等に掲げることで安否確認の必要なお宅を一目で確認ができるということで、救助を必要としている世帯の迅速な支援につながれる可能性があると考えておりまして、町といたしましても今後の取り組みの参考といたしまして考えていきたいというふうに思っております。以上です。

6 番（松浦隆起君）

わかりました。今後の取り組みの参考ということで、取り組むのか取り組まないのか、答弁いただけますか。

総務課長（横山覚君）

お答えいたします。安否ボードにつきましては、無事ですというだけでなく、避難をしておりますとかいくつかの種類があるようです。この避難をしております等のボードなどによりますと、無事でないことが外に対してですね、空き巣とか、そういうふうなことも懸念されるというふうなことも聞こえております。そういうことを一連検討さしていただいて、その防災の取り組みの参考とさせていただきますと思います。

6 番（松浦隆起君）

日本語の参考というのは、基本的に、お聞きをしましたよと。参考にさせていただきますという程度ですよね。これに取り組む方向で検討するのかわからないのか、具体的に答弁いただければと思います。

町長（堀見和道君）

おはようございます。御質問いただきましてありがとうございます。現時点では、取り組むことは考えておりません。

今年度、佐川町では避難行動計画シートということで、佐川町独自の防災に対する意識づけと住民の皆さんが、一人一人が自助で、

まず自分の命をどう助けるのか、自分の命をどう守るのかということと、あと防災隣組の取り組みもあわせて行えるように、このシートをまずは佐川町内の全戸の御家庭で記入をしていただき、できれば冷蔵庫とかですね、普段から目につきやすいところに張っておいていただいて、いざというときに、それぞれ皆さんが何をしなければいけないのか、自分のことも含めて、隣近所のことも含めて、こういうことをしましょうということを、1軒、1軒、みずから記入していただくということに挑戦したいと。

それが佐川町独自の取り組みとして今年度からスタートさせたいというふうに準備をしておりますので、まずはこの取り組みをしっかりと浸透させていくこと、このことに邁進をしていきたいというふうに考えております。以上です。

6 番（松浦隆起君）

今、町長が答弁されたのは、チェックシートの部分だと思います。それぞれの御家族の方が、防災について意識を持つという部分と、災害が起きたときに、この安否をいち早く確認するというのは、全然角度が違うというふうに思うんですが、そのチェックシートにおいて1年間、28年度、家庭で取り組みをしていただくということは大事なことでありますし、前回、私もお願いをいたしましたことであります。

ただ、それとこれとは、それをやるからこれはやらないというのは、町長らしくない答弁ではないかなというふうに思います。事前に少しお聞きをしますと、町内のある自治会では、この黄色いハンカチを安否確認のために掲げようという取り組みをするように考えておられるところも、今まだしてないと思いますが、あるようであります。そういった動きがある中でありますので、ただこのタオルでありますとかハンカチというのは、費用がかからずにできる反面、ほんとに大規模な災害で多くの救助隊と町外以外の人たちがかけつけたときには、それがそういう意味を持ったものかどうかというものがなかなかわかりにくいという場合もある。このボードでありますと、そんなに費用がかかるものでもありませんし、一目見ればわかるということですので、多分これは全戸に配っても、百円かかっても60万。この命を守ることを、今の町長のように、やりませんと、はっきり言うようなものではないんじゃないかなと。また、やらない理由が余りつながらないと思うんですが、再度検討

していただく余地もないのか、もう一度お聞きをしたいと思います。
町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。現時点では取り組みを考えておりませんというふうに述べさせていただきましたが、避難行動計画のそのシートの中に、自分の身が安全であった場合に、隣近所の方が安全かどうかを、できれば確認に行ってください、と。隣近所で確認をしましょう、と。そのことが浸透していく中で、例えば、うちの自治会では黄色いタオル、タオルなんかで安全だよということを知らせようとか、それぞれの自治会の取り組みも多分出てくると思います。いろいろな話を聞く中で、どういう取り組みをしたらいいかっていうことを町として考えていきたいなと思ってます。

ボードを仮に全戸に配付してですね、家の中でどの場所に置いておくかということもきめておいていただかないと、なかなかすぐに、ひょっとしたら使えないということも考えられないではないというふうに思っております。どういうやり方がいいのかっていうことを住民の皆さんの意見も聞きながら考えていきたいなと。

ボードが、ものがなくても声をかけ合える、そういう防災隣組の取り組みが佐川町では徹底してきてるから、ものはいらないよっていう声が出てくるかもしれません。今後の取り組みを踏まえながら考えていきたいなというふうに思っております。以上です。

6 番（松浦隆起君）

当然、自主防等で声をかけ合う、隣同士安否を確認をし合うというのは当然ですよ。当然そういうことで進んでいると思います。ただ災害というのは、想定外に起こる、事が起こるわけですね。なかなかそれまで、日常はそういうことで訓練等も行っていたとしても、実際に起きたときに、果たしてそういう行動ができるかどうか、というの、想定としては考えておくべきことだと思います。

余りそんなに難しく言うほどのことでは僕はないのではないかなあと。また一度、これは町長のレベルで止まっている話だと、多分思いますので、町長のその御認識を一度、ちょっと変えていただいて、もう一度すぐには言いませんので、検討していただければというふうに思います。

これは事前に、何人かの方にも私も町民の方に御意見をお伺いを毎回してるんですが、いいことやねと。それはすぐやってくれるでしょうというような反応が、町民の方からこれについては全員あり

ましたんで、ちょっとその町民の方の声と今の町長のそのお話、言ってる理屈はわかりますけども、実際に起きたときに、じゃあほんとにそうなるのかと。自主防で助け合う、まだその上に、こういうこともやることで二重三重のそういうことをカバーできるというに私は思います。

だから、今までこの場で防災について私も何回か、いろんなことを質問しましたが、連絡網にしても防災無線だけでなくメールもお願いしました。それも全て、いざというときには、1つだけではだめで、いくつものもいろんなことでカバーできる、何重にもカバーできるようなことを、想定外のことが起きるがゆえに、そういう必要があるというふうに思ってますので、町長が言われた隣近所で自主防で確認し合うということは非常に大事なことであります。しかし、その上で漏れるかもしれないところをこういったことでカバーするっていうことを、ぜひもう一度検討していただければというふうに思いますので、もうこれ以上聞きませんが、そんなに費用がかかるわけでもない、だけでも費用対効果としては非常に大きいものだと思いますので、少し、町長にしてはちょっと、がっかりをしてこの質問は終わらせていただきたいと思います。

それでは、3点目の質問に移ります。

がん検診へのピロリ菌検査の導入についてお伺いをいたします。

この質問につきましては、平成25年3月、それから昨年6月の定例会、それからことしの6月定例会と、3回にわたって質問をさせていただいており、今回で4回目の質問になります。

前回、担当課長から、本町においてこのピロリ菌検査を取り入れない理由をいくつかお答えをいただきましたが、そういった点も再度確認をさせていただきながら、お聞きをしたいというふうに思っております。

前回そういったお答えをいただきながら、それでもお聞きをする理由は、1人でも多くの方が病気にならない、またこの胃がんになるそのリスクを減らして町民の方の命を、またその大事な家族を守りたいと、そういう思いからであります。そして、そういった具体的な手立てがあるにもかかわらず、手をこまねいているわけにはいかないというふうに感じているからであります。

これは、実際に前回も申し上げましたが、このピロリ菌検査を実施をした自治体において、それがあって、そして命が救われたとい

う実例を聞いているから、余計にそういう思いになっているというところがございます。こういったことに真正面から向き合い、真剣に取り組むことこそが行政側の責務であり、同時にそういったことへの道筋をつけていくのが我々議員の責任であるということも感じております。

前回も申し上げましたが、国内で年間約 12 万人に発症し、その中、約 5 万人が亡くなるこの胃がんの 98%は、ピロリ菌感染による慢性胃炎が進行したものと考えられております。そして、除菌が成功すれば、再感染する可能性は低いと言われております。これまでに約 3 百万人がこのピロリ菌の除菌を行い、除菌前の内視鏡検査で、多くの胃がんが早期発見されてるという事実もございます。

こういった事実を踏まえたときに、なぜ、本町ではこれほどまでにこのピロリ菌検査というものを行おうとしないのか、大きな疑問を持っているのも事実でございます。ですから、このピロリ菌検査が取り入れられるまでこの場において取り上げ続けていきたいというように思っておりますので、よろしく願いをいたします。

そこで、何点かお聞きをしたいと思いますが、前回、セット健診の中に、ピロリ菌検査を含めるのではなくて高北病院で行われておりますこのABC検診、いわゆるリスク検診を推奨したいという答弁がありましたが、本町で行っているこの特定健診の受診者数の中で、高北病院の受診率、全体の中で何%を占めているのか、示していただきたいと思っております。

健康福祉課長（岡崎省治君）

松浦議員の御質問にお答えいたします。健康福祉課が主管で行っておりますセット健診が年間 9 日間、合計して、胃がん検診の部分でいきますと、平成 27 年度受診された方が 871 人おいでます。あと高北病院のほうで検査を受けられている方との比率ということでございましたけれども、なかなかこの比率というのはちょっと出すのが難しいことではございますが、私で調べたところで、数字でちょっと言わさしていただきますが、平成 27 年度で、高北病院のいわゆるABC検査を受けられている方が、人間ドックで申し込みされている方になりますけれども、平成 27 年の 11 月末現在で 24 件あるというふうに聞いております。

26 年度については 28 件、1 年間通じて 28 件ということでございましたので、少し伸びている状況ではございます。全体の比率と

ということでは、私ちょっとはじいてございませんで、お答えにはならないかもわかりませんで、以上の答えとさせていただきます。

6 番（松浦隆起君）

お聞きをしたのは、この特定健診、胃がんに特化するのではなくて、特定健診の受診者数ということでお聞きもしましたが、具体的に難しいのかもわかりませんで、全体の特定健診の受診者数、高北病院で特定健診をどれだけ受けられたか、その数字がわかれば、簡単にパーセントは出せるというふうに思いますが、多分、お答えがありませんので、多分推測になりますが、このかわせみで行われているセット健診のほうが明らかに受診者数が多いというふうに思います。

普通に考えれば、多くの人が集まる場所で実施をしたほうが受診率は上がるのは当然でありまして、そういった点から考えればリスク検診を推奨するのであれば、かわせみのこのセット健診の中にピロリ菌検査を含めたほうがより多くの方が受診できる機会を得られるというふうに思います。

もう1点、このピロリ菌検査を行わずに、リスク検査を推奨する理由について、前回このように答弁をいただいております。

セット健診で、このピロリ菌検査、この有無を調べる検査をやる場合、基本的にはピロリ菌があるかないか、と。存在してるか、存在してないかという検査のみになってしまいます、と。そうなった場合に、除去するかどうかを判断するについては、なかなかこちらのほうで除去してくださいというふうなことはなかなか言えないだろう、と。本人に、結局は除去するかどうかを判断をしていただくという形になる、と。そういった場合に、フォローがなかなかアドバイス等をしづらいというのがあります、というものであります。

ただ、前回もこれについて申し上げましたが、これよくよく聞いてみればみるほど、おかしな話だというふうに私は思います。このピロリ菌があるかないかのみになり、除去してくださいとは言えないというに言われておりますが、検査を受けようという方は、ある程度そういったことを理解をしたうえで受けます。これについても何人かの方とお話をしました。するとその中に、たまたま高北病院でセット健診の中にピロリ菌がないので、高北病院でリスク検査を

受けたと。当然、あればのけてもらいたいということで受けるわけですね。オプションですから。わざわざ選んで受ける方はセット健診を含めてもそうだと思いますが、その方はピロリ菌が見つかって、1度の除菌ではのかずに2度行ってピロリ菌をのけることができましたということをおっしゃっていました。

もし、そういうことを理解されてなくて、そうでないとしてもこのピロリ菌が発見された場合は、除菌を勧めるということをしていただければいい話じゃないかなあというふうに思います。当然、最終的な判断は本人がするわけですから、これはほかの検診でも同じことが言えると思います。特定健診と一緒にがん検診等さまざま検診がありますね。それを受けた場合に、結果が思わしくなければ再検査を勧めて、病院でも最終的には診てもらおうということをお勧めするわけですね。

違う角度から言えば、健診をする目的というものは、健康を保つためのものでもあり、異常があればそれを見つけて、速やかに治療を行うというためのものと言えます。そういったことから見れば、この課長の答弁は、本来の目的からは少しずれてるのではないかなあというふうに感じております。

そこで、もう1つ別の視点でお話をしたいと思います。今、高北病院で行われているリスク検診は、私が提案をしておりますこのピロリ菌検査とは厳密に言えば内容が少し違います。ピロリ菌検査はピロリ菌の有無を調べるものでありますが、このリスク検診は、ピロリ菌の有無だけではなくて、もう一段進めて、血液検査により胃がんを、胃がんリスクをA B C Dの4種類に分類をするものであります。ですから、当然その費用はピロリ菌検査単独のものとは若干違ってまいります。

現在、高北病院でのリスク検診の費用は、人間ドックとセットの場合は、2,600円。単独の場合は2,900円になってるんじゃないかと思います。ただ、少しでも多くの町民の方に受けていただこうとすれば、このオプション費用が3千円に若干近いこの2千円台というのは、少し躊躇する方もおられるのではないかと。

また、これぐらいであれば、この額、3千円近いというものに対して、前回申し上げましたが、この近隣町村のピロリ菌検査、単独のピロリ菌の検査の負担額は、特定健診のセットの場合は、越知町が千円、日高村が1,700円。四万十町が1,750円であります。これ

ぐらいであれば、町民の方の負担を考えれば、受けやすいのではないかとこのように思います。

また、この特定健診の受診率、初日の町長の行政報告の中にもございましたが、この受診率を向上させる取り組みを今、懸命にされておられる、若干上向きになりつつあるということもお聞きをしました。こういったこともぜひ、さまざまな角度から知恵と工夫をさらに凝らしていただきたいというふうに思っております。

全国のいくつかの自治体では、この受診率向上に向けて、ただ受けてくださいよといういろんな問いかけだけではなくて、その健診の中に、町民の方にぜひ受けてもらいたいもの、また興味を大きく持っていただかなければならないものをあえて含めて、受診率を上げるということをされてるところも多々ございます。

このピロリ菌検査、ある自治体では、そういった関心を持っていただくことを目的として、このピロリ菌検査を無料で行っている、受診率が向上を全体的にしているという自治体もございます。また高北病院でのこのリスク検診というのを推奨するのであれば、逆にセット健診に含めて、費用を下げて、このセット健診の中で受けやすくできるということも検討してはどうかというふうに思います。全国の中には、このピロリ菌検査と同様にこのリスク検診をセット健診の中に含めはじめています。ピロリ菌検査からもう一段進めたこれをオプションとして進めているところもたくさん、今、出て来つつあります。

そういったところでは、700円から千円という金額で行っているところもございます。受診率は、今取り組んでいる特定健診の受診率をなぜ上げなければならないのかと、それは町民の方の健康の向上そして病気の早期発見というものにあるというふうに思います。そのためには、今以上に、もうどういったことに取り組んでいけばいいのか、そういったこともしっかりと、そういった関連も意識をしていただいて取り組んでいただければと思います。

これらの点について、お考えをお伺いをしたいと思っております。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。松浦議員から再度にわたりまして、御質問を、このピロリ菌のことでお受けいたしております。健康福祉課、セット健診については健康福祉課主管になりますので課内のほうで28年度の予算に向けて検討をする中で、このピロリ菌検査についても

協議をしております。

松浦議員がおっしゃられている趣旨、内容については、私も同感でございます。私たちは、胃がん検診のガイドラインというものが国立がん研究センターから報告があって、それをもとにしてさまざまな、胃がん検診でありますと胃がんのガイドラインとか、ほかの検診ですと、ほかのがんのガイドライン、そういったものがあって、それをもとにしてこれまでセット健診の項目ということでやっていたのが基本でありました。

ただ、一方ですよ、ほかの市町村、近隣の市町村、全国の市町村、このピロリ菌検査に関して言いますと、おっしゃられたようにさまざまな取り組みが始まっている、集団健診に組み込まれている動きもある。それから特定健診のほうでは、今回、町民課さん、病院さん含めて受診率向上を図る対策を具体的に打っておりますけれども、一方、がん検診については、なかなかその対策っていうのは具体的にとれていないということもうちの場合あります。

そういったところで、現がん検診については少しうちのセット健診では今年度についてもですね、詳しい比率の数字は今、お出しできませんけれども、去年とほぼ同じような受診者の推移という形になってます。

そういったことも含めまして、健康福祉課の中で、どんな対策がとれるかということを考えてまいりました。胃がん検診につきますと、ほんとに胃がんが原因で亡くなられる方が1人でも少なくなるという思いっていうのは、私たちも感じております。その中で、やはり健診の機会をできるだけ多く提供するというのも、やはり市町村の役割であろうというふうに考えます。そういったところを、いろいろ、がん検診の受診の啓発、先ほどおっしゃられたような受診の啓発ということも勘案して、ガイドラインについては改訂はされておられませんけれども、町としての考えとしては、来年度、平成28年度からセット健診のほうで、胃がんリスクに関する検査をオプションとして構えていく方向で、今、検討を進めております。

内容につきましては、まだこれから検討を進めていく中で、どういった、例えばピロリ菌の、先ほど言った有無のみを調べる検査でいくのか、もしくはもう少し別の検査にするのかっていうことは、まだこれから検討していきますけれども、セット健診の中で、取り入れる方向で考えてまいりたいと思っております。以上です。

6 番（松浦隆起君）

そうすると、28年度から実施をする方向で検討していただけるということの答弁だと思います。今、課長からガイドラインという、当然それを踏まえるということも行政としては大事なことだと思いますが、今、課長からガイドラインの話が出ましたので、ちょっと触れますと、このガイドライン、国立がんセンター、国のガイドラインじゃなくて国立がんセンターが出してるガイドラインであります。これは本年の7月30日に、がん検診のあり方に関する検討会というものが開催されて、その報告を受けて、厚労省はこれまでの胃エックス線検査に加えて、胃内視鏡検査を推奨するという旨の発表がっております。ピロリ菌検査、ペプシノゲン検査については、今のところでは死亡率を減らすことができる証拠がないと。効果が明確になっていないという理由により推奨が見送られていると。

ただ、この報告については、医療関係者の中で、さまざまな声があるということも事実であります。具体的内容はこの場ではちょっと避けますけども、さまざまな、これについてこういうのあるのも事実であります。またこのエックス検査のバリウム検査については、最近事故も報告をされておまして、ある自治体では、高齢者については受診を勧めないと。それでもバリウム検査を受けたいという方の場合は同意書を取っているというようであります。

特に高齢者の方について、バリウムというのは固まりますから、そういったことでその事故により人工的なものをつけなければならなくなったという事例がいくつか出てると。そういったものを推奨をやめて、同意書を取るようにしている。そういったことも影響して、いくつかの自治体ではバリウム検査を今後最終的には全廃をして、血液検査、できるだけそういう負担が、事故が起こりにくい血液検査によるこのピロリ菌検査やリスク検診に切りかえる自治体も出てきているというふうにお聞きをしております。

また、前回も言いましたが、このピロリ菌の除菌、それまで胃潰瘍というか、進んでいかないと保険適用がなかったものが、今、胃炎の状態でも保険適用されるというふうになり、25年からなっております。その意味では、ガイドラインは、今言ったような形ですけども、別の、実際やっていることは、この除菌が保険がきくというふうになり、受けやすくなるということは、これ除菌をするということは、まず

検査をしなければならない。ですから国としては、意識する、意識しないにかかわらず、このピロリ菌検査の導入を後押しをしている、実際は、形になっているということになります。ですからこの保険の適用がされて、今までなら2万円ぐらいかかっていたものが、3割の方であれば6千円ぐらいで済むということにもなっておりますので、今、私のほうがしつこく質問をするもので、課長も御苦労されて何とか検討していただけたということをご答弁いただきましたので感謝を申し上げたいと思いますが。

さまざまなこういった取り組みの中で、私たちはやっぱり、私も質問をさせていただくことについて、必ず何人かの方に、先ほどの災害廃棄物もそうです、それから安否確認ボードもそうですが、毎回何人かの方に事前に御意見を伺いをしてます。町民の方の判断を聞いた上で、これは本当に必要とされているのか、それは松浦さんやめたほうがいいよということもあります。そういったことを踏まえて、この場で質問させていただいておりますので、今後も、きょうはひとつ町長に宿題を残させていただきましたので、ぜひ、もう一度考えていただければと思いますが、今後ともよろしくお願いをいたしまして、質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

副議長（岡村統正君）

以上で、6番、松浦隆起君の一般質問を終わります。

ここで、10時15分まで休憩します。

休憩 午前10時

再開 午前10時15分

副議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、2番、坂本玲子君の発言を許します。

2番（坂本玲子君）

2番議員の坂本です。おはようございます。どうぞよろしくお願いたします。質問に入る前に、一言所感を述べさせていただきます。

佐川町議会では、開かれた議会づくり、民主的な議会運営を目指して頑張っているところです。私も議員になり2年が過ぎました。

手探りで議会とは何か、どういう場であるべきか。議員とは、とずっと考えてきました。

先日、高知新聞の記事が目に入りました。それは11月29日付の記事で「窪川原発、知恵で止めた」という記事でした。窪川原発は、1980年から1988年まで誘致をめぐって町を揺り動かした出来事でした。最終的には、1988年、窪川原発問題論議の終結宣言が、町議会全員一致で可決されました。

その記事の中で、明治学院大学猪瀬准教授は「町が二分されたというイメージで語ってはいけない。窪川の人間には折り合いをつけ、関係性を決裂させない知恵があった。住民同士で丁寧に意見をもみ合ってみんなの合意を得ながら原発を追い出した。これってすごい知恵ですよ」と述べています。

また、大阪都構想の住民投票や安保関連法案の決議などを挙げ、学習や論議もなく、数で決め、徹底的に一方の側をつぶすやり方に警笛を鳴らしています。私たち佐川町議会はもちろんのこと、町行政でも、民主主義とは何かをしっかりと学び、意見の違いはあっても、ともに議論し十分話し合って、お互いが納得できる最終結論に持っていけるよう努力するのが必要だと感じました。

では、質問に移ります。

順番を少し変えまして、まず最初に、高齢者福祉について質問をさせていただきます。

介護保険や高齢者福祉で、非課税世帯かどうかで大きく負担が違ってきています。介護認定を受ければ、障害者として認定される可能性があると聞いていますが、佐川町での認定の基準はどうなっていますか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

坂本議員の御質問にお答えいたします。高齢者、要介護者の障害の認定でございますけれども、佐川町の場合につきましては、要介護度3以上の方で申請をしていただくような形になっております。

2番（坂本玲子君）

続いて、障害者と認定されたときのメリットを教えてください。

健康福祉課長（岡崎省治君）

申請によりまして障害者に準ずるということで認定をされますと、所得税等の控除が受けられるというふうになっております。

2番（坂本玲子君）

高齢者が増加して、佐川でも要介護、要支援と認定されている方が千人程度いるとお伺いしています。その中で、要介護3以上の方は457名。その方々の中で、認定書の発行をされた方が昨年度でわずか3人です。既に非課税になっている方が多いのだと思いますが、子どもと同居されている方もいます。

所得税の確定申告で、障害者控除が適用されると、普通障害で27万円、特別障害だと40万円の控除となります。また扶養親族等にも同じ控除があり、扶養控除がプラスされますので、所得税が大きく変わることになります。

要介護3以上の方には、手続においでられたとき、障害者認定が受けられる可能性があること、そうすれば所得税や住民税が安くなる可能性があることをきちんと知らせ、わかりやすい資料をお渡しするなど、きめ細やかな対応ができていますでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。住民の方々への周知につきましては、まずは広報さかわ等で、年1回程度、広報紙で知らせていることと、あと支援をされている方々、例えばケアマネージャーさんとか、そういった方々がお集まりいただく機会が年1回ございます。そういったところで制度の周知をさしていただいて、御家族とか、そういう方々にお知らせくださいということで話をしております。

2番（坂本玲子君）

ありがとうございます。そういう対応をされているということで、少し安心しました。

ところがですね、佐川町では介護3以上ですが、ほかの自治体では65歳以上で、介護認定を受けた方全員にその資格があり、障害者認定では、要支援、要介護でも、障害者に準ずる方は認定書を発行し、税の優遇措置を受けています。

税務課長、所得税法では介護保険認定を受けたことをもって、直ちに所得税法上の障害者に該当するものではないが、65歳以上の方で、障害の程度が障害に準ずるとして市町村長の認定を受けている方は、控除を受けることができる。というふうになっていると聞いておりますが、それで正しいでしょうか。

税務課長（田村秀明君）

お答えします。そのとおりです。

2番（坂本玲子君）

ありがとうございます。他の市町村では、要介護1でも障害者認定が受けられる方がいるのに、佐川町の基準では受けられない。例えば、高知市や土佐市、須崎市では、65歳以上で要介護認定を受けると、その対象となります。

既に障害者手帳をお持ちの方や税が非課税の方を除き発行されます。佐川町の介護度は、ほかの市町村と違うのでしょうか。現行の基準、要介護3というのはおかしいと思いませんか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。この認定の手續につきましては、各市町村、違いがあるようでございます。

佐川町の場合は、ずっと介護保険制度が始まって以来、要介護分につきましては、3という基準を決めらせていただいて、申請をいただく形になっております。

さまざま、市町村によって考え方が違うということでございましょうけれども、私たちとしましては、障害者の税の控除の部分の制度の趣旨、目的、そういったものを鑑み、それから、要介護認定という部分につきましては、要支援まで広げるということも、ほかの市町村ではあるようですけれども、要介護度が状態によって変動していくという要素もございまして。そういったところで、障害者認定という部分については、基本的に障害者というものは、固定された障害を認定するというのもございまして、佐川町といたしましては要介護3という基準を決めらせていただいております。

それについては、特段ほかの市町村からどう言いますか、全国と比べましておかしいというものではないというふうに考えております。

2番（坂本玲子君）

障害者認定と障害者手帳を発行するとは違う意味です。障害者認定ってというのは、介護度で障害者に準ずる状態ということでありまして、障害者手帳を発行するには、その状況が6カ月以上固定するということでありまして、ほかの市町村でやっている場合は、先ほど税務課長も言いましたように、障害に準ずる方をもって障害者認定とするということでもありますので、先ほどの答えでは私は納得できませんが、いかがですか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。障害者の申請、こちらの控除の対象の申請と

いうものにつきましては、要介護3を基準といたしまして、それから自立度といいますか、寝たきり度、これを判定をさせていただきます。その判定をして、認定をする部分になりますけれども、それは基本的には、私たちが発効する分については複数年度対象というふうな形での考えておりますので、こういった基準を決めらせていただいております。以上です。

2番（坂本玲子君）

ほかの市町村のを調べますと、12月31日現在でのその状況で、その障害者認定をするかどうかを決めるということですので、毎年それは介護度が変わる、状況が変わるという状況の中でも、そういうきめ細やかな対応をしています。

例えば年金で、その収入が240万円だとしますと、年金での控除が120万円。すると、所得が120万円となります。障害者は所得金額が125万円以下の場合、個人住民税が非課税となります。均等割もかからない非課税となるのです。そうすると、健康保険料の減免、高額医療費の減免など、多くのメリットがあります。もちろん所得税も軽減されます。

佐川町では、65歳以上の介護保険対象者の中で、非課税の方は約57%。課税者は43%です。また要介護認定で要介護1、2の方が348名と聞いています。すると、町での平均を考えますと、150人が課税所得となっておりますので、その方たちが税制上不利益を受けているということになります。

ほかの自治体がやっていることですので、佐川町でも、ぜひ前向きに検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。この件につきましては、制度の趣旨と、目的というものがございます。確かに所得へ控除されますと、個人にとって利益になることだと思っておりますけれども、それと、あと制度の部分がございます。これは、ほかの市町村と取り扱いが違うということは事実でございますので、ほかの市町村の状況であるとか、県といったものに確認をさせていただきますけれども、基本的には現在の佐川町の取り組みについては、現在のところ変える予定はございません。

2番（坂本玲子君）

市町村によって対応が違うと。同じような状況であっても、片や

は障害者認定を受けられる。片やを受けられないという状況は、非常におかしいと私は思っています。ぜひですね、前向きに検討していただいて、ほかの市町村の方と佐川町の方の差が大きくなるないようにしていただきたいなと思います。

また、その介護認定の申請のときに、認定のために介護認定審査会が開かれて、要介護状態区分を判定しています。その会には当然専門家も同席していますので、障害者認定の判断も同時に可能だと思いますが、それについてはいかがですか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

この介護度の判定の部分についてですけれども、確かに専門家の方で判断をしておりますので、その部分ではその通りだというふうにございますけれども、この基準の部分につきましては、先ほども何回も申し上げますけれども、制度趣旨の目的というものがございますので、佐川町としては、判断としては、今のところ基準、要介護3というものを変えるという予定はございません。

2番（坂本玲子君）

何か、趣旨があって、そのために変えるつもりはないというのは、おかしいんじゃないかと。じゃあ、ほかの市町村にはそういう趣旨はないんでしょうかね。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。ほかの市町村の取り組みについては、どういう形でといいますか、どういう形で、要介護、例えば1であるとか2とか、いう部分は、詳しく聞いてはございませんけれども、その経緯というものはほかの市町村、先ほども言いましたけれども、調べさせていただきまして、佐川町の取り組みが間違っているということであれば、それは変えないかんとくに思っております。

2番（坂本玲子君）

ぜひですね、ほかの市町村がどうしてそういうことになったのか、それに、税制上もこれは非課税とかね、そういうふうになると、非常にメリットがありますし、税法上でも問題もないところでございますので、ぜひ、しっかりと研究をして検討をしていただきたいと思います。

その介護認定を受けられた方が認定を受ければ、税務課に申請をすると住民税が安くなる可能性があるっていうことを、本当にそのこともしっかり知らせていただきたい。あるいは税の申告のときに

は介護認定のことをきちんと聞き、より節税できる方法を知らせる。そういう親切な対応が必要だと思います。介護認定を受けるときに障害者に該当するか判断し、介護認定結果を通知する際に、障害者認定証も郵送している市町村もあります。そういうことは可能かどうか、今後佐川町ではどのような対処をするか、お聞きします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

その件につきましても、その点に含めましても、ほかの市町村の取り扱いといたしますか、それを研究といたしますか調べさせていただいた上で対応したいと考えています。

2番（坂本玲子君）

ほんとに、そういうお知らせっていうのは大事で、町はね、割と税を取るのにはしっかり取ってくれるんですけども、そういう住民の方のメリットになる部分のお知らせがちょっと得意じゃないのかなという感じもします。わかりやすいパンフレットを用意する、ホームページでお知らせする、窓口対応で知らせる、認定証を郵送する。そういうきめ細やかなことをすることで、知らないことで不利益を受けないように、二重三重にお知らせすることにより徹底していただきたいと。例えば、須崎市では、介護認定の書類の中に同時に障害者認定のこともお知らせするようになっていると聞いております。

ところでマイナンバー制度が来年1月より実施されます。ところが、そういう、例えば、連携をして町がやりやすくなるっていうことだけではなくて、例えば介護認定を受ければ、障害者として認定される可能性があり、所得税や住民税が大きく違ってくるということは余り知らされていません。せっかくマイナンバー制度ができるのですから、税と福祉の連携をきちっととり、介護認定を受ければ、申請などしなくても税のメリットが自動的に受けられるように、そういうふうにはできないでしょうか。

税務課長（田村秀明君）

お答えします。税のほうについてはですね、その介護認定を受けて連絡の共有をしてもですね、市町村長の認定を受けているっていうことがですね前提になってますので、受けてからということになります。

2番（坂本玲子君）

ぜひですね、その辺の連携もしっかりとって、住民が不利益を被

らないようにしていただきたいと思います。

もう1点、高齢者の福祉のことで、今年度4月から県では介護認定を受けていない65歳以上の高齢者の住宅改造を助成する制度ができました。高知県住宅等改造支援事業費補助金という名目ですが、手すりの取り付けや段差の解消を対象として30万円を限度に補助をするものです。実施は市町村で、その制度を導入するには、市町村の制度導入が必要ですが、佐川町では、この制度についてどう取り組むつもりか教えてください。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。御案内のとおり、その県の制度につきましては、平成27年度から、枠が一般、いわゆる一般の高齢者向けの補助対象が広がったということがございますけれども、佐川町の場合は、27年度の当初予算編成後のこととございましたので、27年度については取り組みができておりません。

ただ28年度につきましては、このことも対象の枠に加えまして、予算要求をしているところでございます。

2番（坂本玲子君）

県がせっかく住宅リフォーム制度を充実しても、佐川町がね、やらないと何にもなりませんので、ぜひ、よろしく願いいたします。

続きまして、健康づくりについてお聞きしたいと思います。

最近の情勢として高齢者の生活破綻が問題になっています。夫婦2人で生活しているときは何とかなくても、1人になると生活ができなくなる。それは基本的な電気、ガス、水道、税などの料金は余り変わらず、しかし収入は半減するので生活が立ちいかなくなって転落するという状況があります。

また介護が必要になったとき、グループホームに入りたくても、収入が少なく入れないという状況もあります。グループホームは、大体10万円以上の費用がかかります。近くのグループホームでお聞きしましたところ、1カ月で居住費2万7千円、食費3万円、共益費1万3,500円、そのほかに介護保険の1割負担、医療費の負担等があり、10万円、約かかるとのことでした。

月7万弱の国民年金だけでは、ここで既にアウトになってしまいます。それだけではなく、介護保険料や国保税、介護の1割負担、病院の費用の負担などを考えますと、私たちの老後は決して明るいものではありません。元気でいるうちは何とかなくても、介護が必

要になったり病気になったりすると、生活ができなくなる可能性が出てきます。

国保税が高い。ことしは特に値上がりで、悲鳴のような声が聞こえました。町長の行政報告では、29年度まで一般財源投入で国保税の値上げがないということで少し安心をしました。先の議会での質問に真摯に向き合ってくださいったことに感謝の意を表したいと思えます。先ほど申し上げましたとおり、悲鳴を上げている町民の方々は、ちょっとだけ胸をなでおろしていることと思えます。

私は、国保税の課税方法の矛盾について、今まで質問をしてきました。しかし今回は、別の切り口で質問をしたいと思えます。国保税を安くするためには、町として何が必要かというところです。3月の質問で、町長も高齢者福祉の観点でしっかり健康づくりをやっていくとのお考えでした。町民課長は、国保税を安くするために、ジェネリック医療品を積極的に使う、健診の受診率を上げる、健康づくりをする、というお答えでした。佐川町は健康増進計画を策定し、実施しています。では、佐川町ではどういった健康づくりを行っているのか、お答え願います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。佐川町では、健康づくり、健康増進のところにつきましては、健康増進計画、食育推進計画というものを立てておきまして、それに基づいて各ライフステージごとに取り組みを進めております。

具体的には、業務の上では健康福祉課が中心になりますが、例えば、赤ちゃんから学校期の子供たちの部分につきましては、例えば乳幼児健診であるとか家庭訪問、それから養育支援、発達相談、それから子育て支援センター、学校の中の健康教育、特別教育、そういったものを中心に、最近では共働き世帯、それからひとり親の世帯、それから子供につきましても、育てにくい子供、それから親の部分につきましても、子育てを十分に、なかなか、語弊があるかもわかりませんが、子育てをなかなか知らないといえますか、そういった親の世代、そういった方々への支援、いうものについて中心的に取り組みを進めております。

それから青年期、いわゆる働き世代の方への取り組みにつきましては、先ほど来ありますように受診勧奨、特定受診それからがん検診等の受診勧奨、それとあと職域に出向きまして出前講座、健康づ

くりについての出前講座、血圧をはかりましょうといったような勧奨、そういったものも含めてしております。

高齢者、高齢期につきましては、例えば認知症、認知症の講座あるいはサポーターの養成講座、それから介護予防の観点から百歳体操、サロン、そういったものを実施。それから交流もしております。最近では、あつたかふれあいセンターというものもできましたので、そういったところへの集いも含めて、各世代をまたがって、健康づくりについて、これは役場だけではなくて、ほかの団体さんも含めて協力させていただいて取り組みを進めているところでございます。

2 番（坂本玲子君）

ほんとにさまざまな活動を精力的にされている職員の方やボランティアの方々の努力には、頭が下がる思いです。また、町民の方からも、職員の方々の対応が、本当にすばらしい、との声も聞きます。

国でも、特定健診受診率やジェネリック医薬品の使用促進などをデータ化し、抑制努力をした自治体に交付金を出す保険者努力支援制度を実施しています。さまざまな市町村で健康づくりに本腰を入れることで保険税を下げています。佐川町でもたくさんの事業をされています。そういうことに本腰を入れることで国保税や介護保険料の引き下げにつながると思います。行政報告では特定健診での受診率が上がったとの報告がありました。

町民課長、特定健診の受診率が上がってきた要因は何でしょうか。

町民課長（麻田正志君）

坂本議員の御質問にお答えいたします。行政報告にもありましたように、今年度、特定健診の受診率目標を40%ということに設定いたしましたして、町民課、健康福祉課、高北病院、3課の取り組みといたしまして、今までに数回の対策の協議をやりました。

その中で各課ができるようなこと、例えば町民課のほうでありましたら、特定健診のみ未受診の方に、問診表を送ったりとか、あとは受診の申し込みをしておるにもかかわらず、セット健診のときに受診されてない方につきましては、もう一度電話で勧奨したりとか、あるいは今まで病院等にかかっても特定健診の受診対象者の方につきましては、電話等での勧奨をしたりとか、あと高北病院のほうにおきましては、先生方が特定健診の対象者の患者さんに対しまして、特定健診の受診の勧奨をしていただくとかいうことにより

まして、特定健診の受診率は昨年度の同時期に比べまして上昇しておるといふことでございます。

2 番（坂本玲子君）

連携をとってさまざまな活動をされているようですが、先進的な市町村では、特定健診の受診率向上はもちろん、個々の結果をデータ化して、医療費抑制にどれだけ貢献しているかを見えるようにして、みずから取り組む人を増やしています。プランづくり、データ分析とか実行、課題の明確化、目標の設定をして、あと実施、保健指導対象者の明確化、保健指導の実施をやりまして、評価をして改善をしていくといういわゆる P D C A サイクルをしっかりとやっていくことが必要だと思います。

保健指導、スポーツ推進、町ぐるみの取り組み、やることはたくさんあります。では、現実的に特定健診を受けた方、保健指導を受けた方と受けない方ではどのような違いがあるか、佐川町ではデータはあるでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。国保のデータヘルス計画のことだというふうに思いますけれども、佐川町の場合は、健康福祉課のサイドでは、そのデータを生かした取り組みというものがまだ現在できておりません。

町民課長（麻田正志君）

国保のデータヘルス計画につきましては、今現在、具体的な取り組みがまだなされておる状態でありませんでして、平成 27 年度は特定健診の受診率目標を 40% ということに重点的にやっております。今、坂本議員がおっしゃられたデータを活用しての取り組みは、平成 28 年度にデータヘルス計画を策定いたしまして、それに基づいて取り組んでいきたいというふうに考えております。

2 番（坂本玲子君）

やっぱりまずは問題点の把握をしっかりする。国保税や介護保険料を下げるために佐川町の特徴をつかませなくてはならない。佐川町での病気の特徴は何でしょうか。またその対策としてやっていることもお聞かせください。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。佐川町の健康増進計画を立てるときに、データ、アンケート等とらしていただいたときには、佐川町の特徴とし

ては高血圧、それから糖尿病の患者あるいはその予備群と言われる方が多いということで、そういうところを重点化の取り組みとして健康福祉課のほうでは予防に努めているところでございます。

2 番（坂本玲子君）

私の聞きましたところ、糖尿病がね、多いということでは、ウォーキングをやったり、骨折が多いということでは百歳体操をやったりということで、それに対応した実践がされていると。また現町長になって保健師を増やして健康づくりに力を入れていただいていることも大きな成果につながっているのではないかと思います。

先日、百歳体操の実態調査の資料を見せていただきました。約半数の方が、体力がついた、友だちができた、気持ちが明るくなった、と答えていました。健康状態も改善している方が少しですが増えていました。老化が進んで悪くなるのが当たり前の年代で、よくなっているのには驚きました。

しかし、今やっている方はだんだんと年を重ねます。その次の世代にその成果をどうつなげていくのかが課題ではないでしょうか。またそのアンケートは、体操をしている方の実感だと思いますが、それを国保でデータ化ができれば、一層明確となります。また、今多い糖尿病予備群の方が糖尿病にならないように保健を指導をする。糖尿病を少なくする目標を立てる。保健指導の必要な方がそれを継続的に受けて糖尿病を悪化させないようにできると、医療費は激減するのではないのでしょうか。

糖尿病を悪化すると、重大な病気を引き起こす可能性があり、最悪、医療費が年 500 万くらいかかると聞いています。そんな方が 10 人いますと、年間 5 千万円。そのまま放置すれば、多額の医療費がかかるのを指導により食いとめたら、その保健指導は大きな価値を生み出していくこととなります。

しかし、その価値を認める、その成果をデータ化して職員の喜びにかえていく、住民にもきちんと伝えていくと、住民のやる気も増進すると考えます。

課長、そんなことはできないのでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。御質問の趣旨は、恐らくもう少し体系的に戦略的にできないかということだろうと思いますけれども、確かに今やっている百歳体操であるとかふれあいサロン、これについてはほ

んとに御苦労されて自主運営をされております。ただ、参加する方が固定化されているとか、御高齢になられて、なかなか運営自体が厳しいというところもございます。

ただやっているだけといいますか、そういった部分ではなかなか、こう継続して取り組みを、例えば介護予防であっても、するというのは動機づけがなかなか継続するのが大変であるというふうにも考えます。そういったところ、町民全体への取り組みに進めていく中で、これはほかの市町村、全国いろいろ取り組みがありますけれども、1つは、例えばその介護予防の取り組みであるとか、ボランティアであるとか、いろんなその健康づくりの部分で関連する取り組みを、例えばポイント制にして町民の方々にそれをためていただいて何かに還元していく、そういう循環をつくり上げていくことが、より多くの町民の方々に健康づくりに参加していただける機会としてもいい取り組みだろうというふうに考えます。

つい先日ですね、高知県のほうが来年度の取り組み、県全体の取り組みとして、いわゆるヘルスケアポイント制というふうなことを県のほうは言うておりましたけれども、県全体の取り組みとして、その仕組みづくりを考えているということでございました。

まだ具体的なその仕組み、枠組みについてはまだこれからということでもございましたが、佐川町といたしましても、そういうヘルスケアポイント、佐川町単独でやるのではなくて、いろんなその市町村と連携してやればですね、幅も広がるということもございますので、その県の制度、仕組みを少し具体案が出てくるのを待って、来年度の取り組みに佐川町もそれに参加をしたいというふうにご考えております。以上です。

2 番（坂本玲子君）

課長のおっしゃるとおりですね、ほんとにただ健診率を上げるだけっていう目標では、なかなかその町民の健康増進にはつながらない。個々で出てきたデータを使い、次の戦略を立ててこそ健康増進につながると思います。

実は、健康増進計画の冊子を見ました。これには今の現状、どんな病気が多いとか保健指導が必要な人がどれくらいいるかは書かれていましたが、その医療費はどれくらいか、保健指導をしてどうなったのか、違いが出てきたのかどうかは全くわかりません。これは24年から28年までの計画ですので、次の計画づくりのときには

それが出てくるかもしれませんが、今の計画を見る限り行政の取り組みの項には、住民への働きかけをすることが主でした。また国保の係との連携についても見えてきませんでした。

高知県下で健康づくりを積極的にやっている市町村が多くあります。職員の方々も、本当はその必要性をわかっている、本格的に取り組みたいと思っていると思います。しかし片手間にできる仕事ではありません。今、佐川町では総合計画を策定しています。その根本には幸せ度が高い町にしていくという基本理念があります。幸せな老後を迎えるためには、健康が第一です。その生活が破綻する場合、病気が原因だというのがたくさんあります。健康を守る仕組みをつくっていく必要があります。

佐川町として機構改革をし、きちんと人員配置をする。積極的に攻めていくという姿勢がないと、健康づくりは成功しません。町がしっかり取り組むと覚悟を決め、組織していかないとできないことだと思うのです。3月の質問で、町長は総合計画の中で位置づけ、しっかりと取り組んでいくとの返答でした。総合計画は今議会に上程されています。もちろん町も職員もやる気は十分あると思います。しかし、以前下川議員が指摘したように、忙しすぎて時間的余裕がないということもあるのではないのでしょうか。

課長、今、現実的にいろんなことに取り組むのに、取り組む体制は十分でしょうか。また時間的余裕はあるのでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。健康づくり以外の部分でも健康福祉課、たくさん業務抱えております。特に、健康づくりの部分につきましては、特に専門職、保健師を中心とした訪問活動であったり地域活動、そういったものが重要であるというふうに考えてます。

その中で、ことし保健師、新たな採用を2名、新規採用を採りました。人間的な部分でも拡張を図りましたけれども、機構、組織の部分については27年度はそのまま引き続いた形になっております。28年度以降につきましては、現時点では大きな組織を健康福祉課の中で変えていくということの予定はございませんけれども、先ほどの保健師を中心としたよりよい健康づくりの体制をとれるよう、来年度、おっしゃいましたように、坂本議員おっしゃいましたように、健康増進計画の見直しの年度になります。

そういったところ、今、今現時点で健康福祉課の中で考えている

のは、保健師が今、係別に分散配置をされております。それを一定集約をして動きやすい形にして、それとあと国保の関連であれば町民課さんとか、高北病院さんも含めて、受診勧奨の取り組みも引き続きやっていかなければなりませんけれども、少し人員を集約をして、複数体制で動きやすいように、今、係のほうの配置のほうを検討しているところでございます。

2 番（坂本玲子君）

本当に職員の方は一生懸命取り組んでいられると、おられると思います。でも新しいことを考えるには、余裕が必要です。毎日の仕事をこなすだけで精いっぱいでは、いいアイデアは浮かびません。人数だけの問題ではありません。職員の教育も大切です。以前、森議員が先進地に視察に行くことも積極的にやる必要があるのではないかとおっしゃっていました。私もそういう教育も大切だと思うのです。いいところを見るだけではなく、みんなで、さあやろう、という気力を育む上でも、視察は大きな刺激を与えてくれます。

ことしは12月です。来年度に向けどう取り組むか、考えなければなりません。私は、健康づくりに関しては、国保税の引き下げ、介護保険料の引き下げも視野に入れ、住民が健康で健やかな老後を迎えることができるよう、健康福祉課と国保の連携はもちろん、機構改革も視野にチーム佐川が総合計画に取り組んでいるような、そんな体制をしっかりと整えて、健康づくりチームのようなものをつくり、子供から大人まで見通した健康づくりに取り組んでほしい。また積極的に先進地視察も行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。坂本議員おっしゃっていただいたように、いろんな、特に、まずは佐川町役場の組織の中の、いろんなその連携というものについては、まず組織の形ありきではなくって、今の現体制でもまだまだできる連携があるというふうに考えてます。ですので、人が、仕事をするのは人ですので、人がより連携をしやすいように、私たちも考えていく必要がある。

あとは、ほかの市町村の取り組みというのは、この何年か、健康づくりについて、すごく先進的な取り組みをされている自治体が県内ありますし、全国市町村あります。そういったところの情報を取り入れて、というに情報の部分といいますか、データの部分とか、

そういったところもかなり流れが速いので、そういった先駆的な、先進的な情報もいち早く取り入れて、佐川町でそれが、どう言いますか、取り組みとしてできる取り組みなのか、佐川町に沿った取り組みであるのかっていうのは、それは考えていかないかところではございますけれども、そういったことも含めて今的人员の中で取り入る体制と申しますか、取り組むことができることをまずはやっていくということに専念をしたいと思っています。

2 番（坂本玲子君）

ぜひですね、いろんなことを取り入れながら、もちろん佐川町でするので佐川町ができること、佐川町がすればいいことをやればいいので、ほかの市町村がやっていることを全部やれという意味では私もございません。

だけど、その何も考えずにただやるじゃなくって、こうやろうねっていうのをほんとにみんなで意思統一してできるようになると、ぐっと進むんじゃないかと。例えば住民をやる気にさせる戦略、そんなのもとても必要なものだと思います。現在、3時過ぎに下校の子供たちの見守りのために毎日放送をしています。例えばその前に、毎日3時になればラジオ体操の曲を流すなんてのもおもしろいかもしれません。健診に来ないなら職員が出向く方法もあります。最初は少数でもきちんと成果が出たら、みんなに知らせる。そうすれば、健康づくりに取り組む人も増えるのではないのでしょうか。

今、佐川町の各地域では集落活動センターをつくるために住民が手をつなぎ合っています。全部の地域一斉では無理でも、佐川のモデル地区のようなものをつくり、地域のそういうリーダーの方たちに、まず健診の輪を広げてもらう。その成果をきちんと見える化して、他の地域でもやろうとする気持ちが膨らんでいくようにしていく。そんなこともできればいいのではないかなあと思っています。

やることはいっぱいあります。先日、新聞を読んでいたしまして、おもしろい記事がありました。外国の話ですが、ある町が渋滞緩和のために自転車で通勤する人に距離に応じてお金を支払うという政策を打ち出しました。交通違反の罰則金で予算に充てる。参加者はお金がもらえる上、健康効果も得られるということ。ある町村では、健診に行くとお土産があるというふうな、そんな町村もあります。病気になるって、医療費を使うよりは、その前に予算を使うことのほうがずっと安上がりです。柔軟に考えて、効果の出る施策を展開してい

ただきたいと思います。

実は4年前に退職しまして、毎日のんきに暮らしていました。うれいなあと思っていました。ところが何か月かすると体の調子が悪くなり、何年かぶりに病院に行きました。そこで考えて、暇すぎるのがいけないのかなあと、毎日、きょうの目標みたいなことを立てるようになりました。そしてもう1点、自分のためだけに生きるのではなく、何か人様の役に立つ仕事をしたいなあと思うようになりました。人間の根本のところですが、社会に必要とされるやりがいや生きがいを持つ、目標を持つ、などが重要ではないかと思ったのです。

健康づくりとといいますと、つい病気にならない、予防の観点にまず目がいくと思いますが、そういったメンタルの面も重要ではないかと思うのです。障害児者、高齢者も、あるいは引きこもりなどの問題を抱えている方も、何かの目標を持つと、生き方が変わってくるのではないかと思うのです。

もうずいぶん前になりますが、シルバー人材センターができたとき、働く高齢者は医療費半分の記事が出ました。県内のシルバー人材センターに登録して働いているお年寄りの医療費は県内高齢者の平均医療費の半分以下にとどまっているということです。

徳島県の上勝町、高齢者の多い地域で、つまもの、いわゆるただの葉っぱをビジネスにした事業はテレビで話題になりましたが、そこのお年寄りが「忙しくて病院に行く暇もない」と言っていたのが印象的でした。

そういった、生き生きと生きていく場を提供していくことも行政が考えなくてはならない視点だと思いますが、そういった観点では、どういうふうに取り組む予定ですか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。取り組みのポイントとといいますか、健康づくりにつきましても、先ほど一番最初に御説明さしていただいたとおりに、生涯にわたってということがございます。ただ、例えば医療費の抑制であるとか、そういったところを考慮し、1つはですね、退職後の世代、60歳代の方々にターゲットを絞った取り組み、そういったものをやる重点化の項目として取り組むべきではないかということは、健康福祉課、行政の中でも話をしております。

もちろんその介護予防ということもありますけれども、先ほどお

っしゃっていただいたように人生の生きがいづくり、そういった部分でも、例えばでありますけれども、これは行政ではありませんが、社会福祉協議会がやっているセカンドライフ事業、その中でも、例えばお助け隊という方があってですね、いろんなそのボランティア、行事ごと、研修交流会等々に参加いただいて、精力的に本当にボランティアをしていただいております。その中で、聞こえてくるのはやはりやりがい、何かこう、やってありがとうと言ってくれることのその生きがいといいますか、その気持ちの部分大きいということもよう聞いたことがございます。

そういった取り組みをやり、行政としても何か支援をしてバックアップしていく方法であるとか、それから先ほど話しをさせていただいたように、具体的に行政の取り組みとして60歳代をターゲットにした何か健康づくりの部分の取り組み、そういった部分をうまく組み合わせながら、将来的な医療費の抑制につなげていきたいというふうに考えております。

2番（坂本玲子君）

本当にぜひね、そういうのにも力を入れながらやっていただきたい。専任職員のことだけではなく、以前言いましたように、その環境づくり、施設環境の整備も必要ですし、働く場の創出、居場所づくりなども大切な施策だと思います。

以前言いましたようにプールやグラウンドの活用などに関しまして、健康づくりを総合的にどう進めるのか、町長にお考えを伺いたいと思います。

町長（堀見和道君）

御質問いただきましてありがとうございます。御質問にお答えしたいと思います。プール等を活用してというお話ありましたけども、やはりスポーツを楽しんで健康づくりを進めていくってことはすごく大事ななあというふうに思ってます。やらなきゃいけないじゃなくて、楽しんでやることをやって健康づくりということが、すごくいいんじゃないかというふうに思っております。

今ある施設をどのように活用して、どういう仕組みをつくって運用すればいいのかということは、今、総合計画の中でも少しずつ考えてはおりますけども、今後の中で、健康増進図っていく上での大事な施策として考えていきたいなというふうに思っております。

また、議員のおっしゃられたように、いろいろな形でのその支援、

生きがいつくり、これまでも取り組んできていることもありますけども、より社会のために役に立ちたいとか、ちょっと人のために役に立ってみたいと思われる方の生きがいつくりの支援もあわせて考えてみたいなあというふうには思っております。以上です。

2 番（坂本玲子君）

ありがとうございます。ぜひですね、いまある施設、そんなものを有効に利用しながら、町民の健康を図っていただきたいと思いますし、私たちもまた町民としてできることをやっていきたいなあと思っております。

では、次の質問に移ります。

佐川町では、水道の耐震化を含む今後の水道事業経営計画の策定を平成 27、28 年度で実施すると聞いております。事業経営計画の中身とその進捗状況をお聞きします。

産業建設課長（渡辺公平君）

坂本議員から水道事業につきまして御質問いただきました。御質問の坂本議員は、水道事業につきまして住民の声を届けていただき、私も何度か現地のほうにお邪魔し、一緒に話を聞きながら対応させていただいた経過がございます。この場をお借りしまして御礼申し上げますとともに、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

御質問の佐川町水道事業計画でございますが、佐川町は人口減が予想されております。それと同じように水道の加入者の人口減が予想されます。この人口減に伴いましたら、有収水量の低下、ひいては収入源になります。一方では、水道施設特に水道管の老朽化というものが進んでまいりまして、その更新というものが必要になってまいります。水道事業を取り巻く環境の変化、これに対応していくために計画を立てておるわけでございますが、安全で強靱な水道事業の持続を目的として、本年度と来年度で計画を立ててございます。水道料金の改訂とか施設の耐震化、さらには統合といったことまで含めた水道事業全体の運営の計画になります。

佐川町水道事業経営計画というのを本年度と来年度で立ててございます。現在のところ、防災担当者また課内の道路担当者はもとより総務課の防災担当者と協議しながら、管路の耐震化、年度計画とか、こういったものを打ち合わせしながら事業計画を立ててございます。以上でございます。

2 番（坂本玲子君）

水道本管の耐震化は、今年度でほぼ終了すると聞いています。佐川町での水道管が破損して修理しなければならない件数は、年間どれくらいありますか。

産業建設課長（渡辺公平君）

水道本管で耐震化が済むというのは、まだまだございます。現在で済むというのはアスベスト管ですね。以前から黒岩簡水のほうでアスベスト管をやってまいりまして、猿丸からの配水管、保健所のほうに向けた配水管、それから鳥の巣のほうに向けた配水管、それと室原沖にあります水源地ほうから猿丸の配水池への配水管、現在これやっておりますが、これをもちましてアスベスト管が終わるという状況でございますが、ちなみに、水道管の耐震化状況を答弁させていただきますと、送水管の延長が 4,603 キロでございます。

そのうちで既に耐震化が仕上がっておるものが、2,536 メートル。現在工事しておるのが 1,425 メートルで、残りが 642 メートル。これは水源から配水池へ上げる管が送水管でございますが、ところが配水管、これは総延長が 12 万 4,146 メーターでございます。124 キロ余り総延長、配水管はございますが、そのうちで耐震性のある管に工事できておるのが 2 万 6,369 メートルでございます。26 キロ余り。率にしましたら約 21% しか耐震化はまだできてない状態でございます。残りが 97 キロ余りでございます。これにつきまして、先ほど言いました経営計画の中に位置づけて、今後耐震化を進めていく必要があるものでございます。

それと、本管の修繕の関係で御質問いただきましたが、本管、26 年度の本管は 6 件でございますして、給水管は 36 件、25 年度は 6 件、給水管が 49 件というふうになっておりまして、これで 4 年間の平均を見てみますと、本管が 9 件、給水管が 42 件というのが 4 年間の平均のそれぞれの修繕箇所数でございます。

2 番（坂本玲子君）

ありがとうございます。耐震化についてはまだ 20% ぐらいができてないということなので、耐震化も必要だと思いますが、大災害が予想されている今に、本管だけの耐震化では十分ではないのではないかと。現状でも水道管が破損して水漏れの状況があると。現実的に見れば、本管は耐震化をされても、本管から分岐し各家庭への給水管のほうですが、の耐震化ができていなければ、水道の水漏れを止めることができなくなるのではないのでしょうか。どうでしょうか。

産業建設課長（渡辺公平君）

ちょっと私の答弁が違っておったかもしれませんが、配水管の耐震化ができておるのが 21%。やってないのが、キロメートルで言うたら 97 キロメートル余りです。まずは、これをしていかないけません。これは本管でありまして、その先には各家庭へつながっておる給水管がございますが、給水管は修繕の場合には給水条例によって修繕は町がするようになっておりますが、これはあくまでも個人で引いた個人の財産でございます。

それよりも町の抱える財産が、配水管が、21%しか耐震化ができてない。これ非常に私ども危機を持っております。アスベスト管がずいぶん長いことございまして、これは大きなものでしたので、以前も大計画を立ててやってようやく終わりました。これからその配水管のほうに、残り 80%弱へ取りかからないかん、まずこれをしていかにゃいかんと思っておりますので、これをやっていくために収入源になっていく、こういった需要が高まっていく中、どのようにしてこれを対応していくかという重要な計画を立てながら取り組んでいこうとしております。

そのため、御質問の趣旨は十分理解できますが、個人の財産へまだまだ水道会計を投資してやれるようなものじゃない、まずはその本管のほうを一刻も早く耐震化していくのが先決ではなかろうかというふうに認識してございます。

2 番（坂本玲子君）

課長の言われるとおり、まずは本管を耐震化していくというのが大事だと思いますが、実際に何の、その給水管のほうも何の対策もしないと、大災害が起きたとき、多くの水道管が破裂して命の水の供給ができなくなる恐れが出てくると。個人設置であるので仕方ないというだけでは、実際には混乱が予想されるので、町として対策をとるべきではないかと。

新しく水道管を引く場合は、1 軒手前まで本管が配管されていると聞いています。その実態を考えれば、今は個人で引いていても、それを計画的に町有化するというか耐震化するということは、可能ではないかと。耐震化していいかと言うたときに個人の財産やけいかんと言う方はおいでんと思えます。せめて、止水栓があるところまでは耐震化すべきだと思いますが、しかし、水道事業計画ではなかなかやらなければいけないことがたくさんあるし、結局水道料金

が値上がりするということで、急にはできないと。災害に対して、こういう問題に対して、災害の対策として一般会計の事業での計画的な耐震化の推進が必要と思いますが、それについてはどう思われるでしょうか。

産業建設課長（渡辺公平君）

水道会計は先ほど申しましたように、本管の耐震化がまず第一であります。一般会計はと、一般会計のほうも私ども水道会計の立場からそういったことも考えられますので、十二分に調べておりますが、現状においても一般会計でこれを対応するとかいうようなもの、制度は全くございません。

確かに、おっしゃるとおり配水管があり、その先には給水管があるわけですが、現状、この現在の本年度と来年度の経営計画を立てますので、この立てる中身の趣旨とかいうのが議論され、当然公表されないかもしれませんが、その中で、加入者への呼びかけとか、一体となっていくような耐震化とかいうようなものを周知をしていかないかと思えます。

ただ、それが個人財産につながる給水管を公費で耐震していくというものにはならないかとは思いますが、そういった実情は十二分に周知していきながら、協働で水道事業を震災から守っていくような施策の取り組みが必要ではないかというふうに認識してございます。

2番（坂本玲子君）

ぜひですね、その、今そういう取り組みはされてないし、一般会計からというのが難しいというふうな形でしたが、そういう、もし災害が起こった場合には、大変な状態にはなるということは認識されていると思いますので、その辺のことも考えた計画を、後、立てていただきたいと思っております。

次にですね、その水道事業なんかでは運営協議会というのがあるかと思うんですが、その委員の選定はどんなにしてやっておられるのでしょうか。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。佐川町上下水道運営委員会というものがございます。これは選定基準とかいうものはございませんが、これは平成8年度に発足しておりますが、その発足当時から、上下水道運営委員会条例第2条において、委員会は町長が委任した8名以内の委

員で組織する。となっており、現委員会におきましても、7名の議会の方に委員を町長が委任させていただいております。このやり方が慣例となって現在にも至っておるのが実情でございます。

2番（坂本玲子君）

議長に一任ということですので、じゃあもう後は議会の問題になるかと思いますが、ある意味、常任委員会が2つありまして、それは2年ごとに交代をしております。そういうふうなことで、やっぱり議員として委員に選定をするんだったら、そういうその委員会に属している方をするとか、いろんなやり方がありますので、また議会の中でも話をしていかなければいけない内容ではあるのかなというふうに感じました。

いろいろ聞きましたが、これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

副議長（岡村統正君）

以上で、2番、坂本玲子君の一般質問を終わります。

ここで、食事のために1時30分まで休憩します。

休憩 午前11時25分

再開 午後1時30分

副議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

午後から、西村清勇議員から欠席の申し出があっておりますので、御報告申し上げます。そして、午前中の坂本議員の一般質問の答弁について、訂正の申し出があっておりますので、答弁をお願いいたします。

産業建設課長（渡辺公平君）

午前中の坂本議員の上下水道運営委員会委員の関係で質問いただきました。その際、議長が議員の中から選任し、町長が委任しておると答弁させていただきましたが、正しくは、上下水道運営委員会条例第2条において、委員会は町長が委任した8名以内の委員で組織する。となっており、現委員会におきましても、7名の議会の方に委員を町長が委任させていただいております。このように訂正させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

副議長（岡村統正君）

引き続き、一般質問を行います。

4番、森正彦君の発言を許します。

4番（森正彦君）

4番議員の森です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従って、3点ほど質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず最初に、10月で町長に就任して任期半分を経過した町長に、堀見町政の2年間でどうだったかを総括していただきたいと思えます。

2年間の総括、お願いします。

町長（堀見和道君）

御質問いただきましてありがとうございます。2年間の総括ということですが、お答えになってるかどうかわかりませんが、私なりに総括をさせていただきたいなというふうに思います。

まず町長にならせていただきまして、役場職員が、やっぱり気持ちよく前向きに生き生きと働ける職場をつくりたいと。佐川町役場の経営改革を行いたいということを掲げて取り組み始めました。

人は、意識を変えるっていうことはなかなか難しい、というふうに私は捉えております。意識を変えるのではなくて、一人一人の行動もしくは習慣、取り組みを変えることで自然と結果として意識が変わってくるんじゃないかなあというふうに考えております。

職員の中から、新しいことにチャレンジしてみよう、やってみよう、例えば、新しいところに視察に行ってみよう、そういうことを積極的に行えるような職員になってもらいたいということで、声かけをし、取り組んでまいりました。少しずつ前進をしているのではないかなと実感しております。全ては人であり、役場の中での人事も大切になっていきます。

そういう意味で、この2年間かけて役場の組織というものが少しずつ前向きに、一人一人が個性を発揮してチームとして機能できる組織になっていったのではないかなあというふうに思っております。

また、町政運営するに当たっては、広く住民の皆さんの声を聞かせていただきたいという思いで取り組んでまいりました。一昨年度は地区懇談会を行いまして、21回、とり行いました。また総合計画を策定する上でしあわせ会議をはじめ、16回にわたるまちづくりサ

ロンも開催をして貴重な御意見、御提言をいただきました。

このような形で行政と住民の皆さんが一緒になって町政運営、まちづくりに取り組んでいくという、このことがとても大切だと思っております。行政職員だけでなく住民の皆さんの中から合意形成を図るための話し合い、これをコーディネートできるファシリテーターも、ファシリテーター役になっている方も育てていただきたいなあと。1人でも多くの方にそういうことができるようになっていただきたいなあとということで、研修の取り組みもしてまいりました。

この2つが大きな柱としての取り組みになるとと思いますが、具体的な施策としまして2年間を総括いたしますと、人づくり、仕事づくり、子育て支援、地域福祉、高齢者福祉、障害者福祉、健康づくりなどに関して、継続的な施策を確実に進めるとともに、予算とのバランスを考慮しながら新しい施策も推し進めてきました。

具体的には、中学3年生までの医療費無料化ですとか、第3子以降の保育料の無料化、あと集落活動センター、あったかふれあいセンターに対する取り組みを進めてきました。また特徴的な取り組みとしましては、行政報告でも述べましたが、自伐型林業を核とした雇用づくりと地域活性化事業について取り組んできております。時間のかかる取り組みだとは思いますが、今後も確実に一歩ずつ前に進めていきたいなあとというふうに考えております。

あと防災に関しましては、昨年、台風12号、11号による豪雨災害ということがありました。私も初めて自分が長として避難勧告を出すという、そのぐらいの災害になりましたけども、これらの経験を踏まえて、今後もより一層危機意識をしっかりと持って対策に取り組んでいきたいと、いうふうに考えております。

あと、総括の最後としましては、やはり第5次佐川町総合計画、みんなの総合計画の策定について、少しお話しをさせていただきたいと思っております。

佐川町が幸せな町になれるかどうか。これはいかに多くの住民の方々に町の課題に対して、自分ごと、と思っただけか。さらには自分ができることを自分らしくやってみようと思っただけか、実行に移してただけか。このことが大きなポイントだというふうに思っております。その意味においても、みんなの総合計画という言葉を使わせていただき、しあわせ会議を始め、まちづくりサロン16回行い、多くの方々に御意見と御提言をいただきました。住民

の皆様のお考えがたくさん詰まったすばらしい総合計画にまとまったのではないかというふうに思っております。

来年度以降、この総合計画に基づき、確実に施策を実施していきたいというふうに思っておりますので、本定例会におきまして議員の皆様方の御審議をお願いをしたいというふうに思っております。

以上、私の総括とさせていただきます。ありがとうございました。

4番（森正彦君）

ありがとうございました。私自身の堀見町政の感想を言わせていただくと、新しい流れが出てきているかな、また町民参加、町民主体の町政になってきているかな、というふうに思います。町長は町民の幸せのため笑顔で過ごせるまちづくり、この姿勢が一貫してぶれてないのが私は大きく評価できると思っております。

施策の中では、先ほど町長が言われましたが、第5次総合計画の策定で町の方向を決めること、そして計画策定への住民参加と職員参加の手法、これなんかも非常によいと私は思っておるところでございます。また、中学生までの医療費無料や保育料の負担軽減、ファミリーサポート事業などの子育て支援策、また地域公共交通への取り組みなど福祉施策の方向性も評価できると思っております。

産業面では、今までの農業を主体とした取り組みに加え、自伐型林業や観光行政への取り組み、また地域施策では、あったかふれあいセンターや集落活動センターへの取り組みも時代にマッチした町民の要望に沿うよい方向だと評価しております。

そしてまた役場の職場風土も変わりつつあるように感じております。今後も職員の対話を多く取り入れ、まずは役場全体がチーム佐川になることが大事だと思います。繰り返しますが、役場全体がチーム佐川となって、それぞれの課題にチャレンジする体制の構築が今後の施策の成否の鍵となるのではないかと思っております。これ非常に、町長よいしょの言い方になってしまいましたが、これは私が素直に感じたものでありまして、先ほどの町長の総括とほぼ一致しておるといふふうに私は思っております。

私の心配な点でございますが、心配な点につきましては、今まで斜陽産業だった林業を成長産業にする自伐型林業のことでございますが、これは新しい取り組みゆえにですね、定着にはまだまだ多くの課題があり、多くの年月を要すると思われまます。山、山地の多い地方、日本でですね、日本は結構山地が多い。その多い山地の地方、

これの再生に林業振興は欠かせないということに関しましては、国のほうも県のほうも同じ思いであります。こういった国や県と連携を密にして、より効率的な事業実施と、その反面粘り強い取り組みが私は必要と考えています。かなり、そう早速うまくいく事業ではないと、そういうことですから、やはり引き締めて、あるいは粘り強い取り組みが必要であろうというふうに考えるわけでございます。

もう一つは、職員との関係ですが、町長のスピードに職員がとまどっているのではないかと私は思っているところでございます。そのあたりも、2年間を振り返って検証してみても思っております。

これが私の感想でございます。感想を言いましたので反論もあろうかと思いますので答弁していただいてもよろしいですし、特になければ答弁なしでも構いませんが、もし答弁があればお願いします。

町長（堀見和道君）

ありがとうございます。少し、私の進め方がペースが早い場合もあるんじゃないかというお話いただきました。確かに、そのようなことがあった場面も、きっとあるんじゃないかなあというふうに思います。

振り返ってみますと、最初の1年間はアクセルを踏まずにゆっくり確実に町政運営を進めていこうということをしごく意識をしてやらせていただきました。ただ、ちょうど1年たったときに、国のほうから地方創生についての各自治体の新しい戦略を求めると、取り組みを求めるという話がありまして、交付金の話もありましたので、これは少しアクセルを踏んでチャレンジをしなければいけないかなという思いがあって、ちょっと強くアクセルを踏みすぎたかもしれません。

この反省に立って、残りの2年間は役場の職員、幹部職員また全ての職員の様子も見ながら、ペースも見ながら、みんなでしっかりと進めていきたいなというふうに思っておりますので、また御指導いただければと、そのように思います。以上です。

4番（森正彦君）

ありがとうございます。続いて、任期後半2年間どのように、先ほどもありましたけれども、取り組むかをお願いしたいと思えます。残り課題、2年間でこんなところは仕上げたいなっていうようなところがありましたら、よろしくお願いします。取り組み全体を

含めて。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。まずは、今、3地区で進めております集落活動センター、これを来年度には完成をさせて開所する予定で進めておりますので、この集落活動センターの開所に向けてしっかりと取り組みを進めていきたいと、そのように考えております。

あと、あわせてあったかふれあいセンターも黒岩地区、加茂地区で検討いただいておりますので、同時期に、来年度あったかふれあいセンターが立ち上げられるかどうかは、また今後の取り組み次第だとは思いますが、各地区であったかふれあいセンターを運営できるように、行政としてもしっかりとサポートをしていきたいと、そのように考えております。

あとは、地域公共交通の取り組みについてになりますが、今年度、地域公共交通網形成計画並びに実施計画になります交通計画ができ上がってまいります。来年の、予定ですが来年の10月ごろから実証運行をスタートをさせたいというふうに思っております。

これは、国のほうとの調整、申請等もありますのでスムーズに進んで10月実証運行、始められるかどうかは現時点で断言はできませんけども、確実に前に進めて地域の皆さん、それぞれの地区の皆さんが、あ、自分の足で、公共交通で移動することができたよ、と。買い物に行くことができたよ、と。いろいろ出かけることができるようになったよ、と。地区それぞれの皆さんの幸せ度が上がるような、幸せを感じられるような地域公共交通を組み立てていきたいというふうに考えております。

あとは、御心配もいただきましたが、自伐型林業の取り組みとあわせて農業についても、後継者問題を解決するために、地域おこし協力隊の活用も考えておりますので、農業、林業含めて、この佐川町での産業振興、仕事づくりを1つずつできることからやっていきたいと、そのように考えております。以上です。

4番（森正彦君）

ありがとうございました。総合計画もできております。これを住民とともに、町民とともに推し進めていく上では、その集落活動センター、こういったものが拠点となって動いていくかな、いうふうにも思うわけでございます。あったかふれあいセンターも斗賀野、尾川、大変好評でございますして、いろんな方がほんとに明るく楽し

く集っておるといところで、地域にとってはほんとにうれしい事業だと感じておるところでございます。

それから地域公共交通、これ実証運行されるということのようです。この地域公共交通、あったらいいな、あったらいいな、あるいは欲しい、欲しいという意見はたくさんありますが、いざふたをあけてみると、利用者が少ないというようなことも、例もよそではあっているようでございます。ですから実証運行というのは非常にいいんじゃないかなというふうに私も思います。

高知県内にも、あるいはよその県でも、地域公共交通、いろんな形で運行されておるようですが、やはり地域に合ったやり方っていうのが一番大事のようでございます。よそがやっている形をそのまま持って来ると、失敗してしまう例とかいうのもよくありますので、こういう実証運行してみて、どういう方がどのような利用されるのか、そういった面もよく検証してみたら非常にいいんじゃないかと思うわけでございます。

私、町長が今考えられている施策は時代にマッチしているというふうに思っておるわけでございまして、残り2年間全力で取り組んでいただきたいと思えます。

そうですね、先ほど災害のことも言われました。私、自主防災の会長もやっておりまして、今までの災害に対する住民への周知の仕方っていうのが、余りよくないなど。自主防災つくったけれども何していかかわからんと。いうたら何ちゃせんずつおりゆうと。ほんなら自主防災の役割って何なのっていうようなことも大分ありました。

うちの集落では、防災隣組、災害時の安否確認はきちんと組織をつくってやっておりますが、その後がどうも進めてなかったと。今回チャレンジシートをつくってみんなで考えようと。我が家の防災をみんなで考えよう。そして集落全体で考えようと。

具体的な手法が出てきたというのも、私も非常にこれはいいなど思っておるところでございます。やはり、災害から住民を守るのは、その地域のやっばりきずなが非常に大きな要素となるわけで、そういったきずなづくりにもつながるといようなことで、みんなの防災計画、チェックシートでの意識の向上っていうやり方は非常にいいと思えます。思っておるところでございます。

続いて、町長に質問ですが、国、県とのパイプについてお伺いし

たいと思います。財政基盤の弱い地方の弱小自治体は自主財源が乏しく、国や県の交付金あるいは補助金に頼らなければなりません。そこで、地方の首長選挙でよく言われるのが国、県とのパイプが太いという言い方であります。

そこで、堀見町長自身、国とのパイプの接続や利用にどう努力しているのか、また同じ大学出身の1年先輩、高知県の尾崎知事とのパイプの通いぐあいや話し合いはどの程度なされているのか、お伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。国とのパイプということですが、2年間の間に総務省初め国土交通省、あと内閣府、まち・ひと・しごと創生本部には頻繁に足を運んで直接、担当の方また省庁の役員クラスの方と話ができるように、そういう人脈づくりは一生懸命やってきました。

特に、1年前から地方創生のことに関しましては、まち・ひと・しごと創生本部のところには足繁く通いました。総括官、一般的には省庁の次官級の人ですが、総括官のところにも4回足を運びました。で、「あ、高知県の佐川町ね」ということで、まち・ひと・しごと創生本部の次長の人たちにも紹介もしていただき、皆さんにもかわいがっていただき、とにかく佐川町頑張りなね、いうふうに声をかけていただけたのが、すごくありがたいなあというふうに思っております。

あと、林業の関係でも農水省を初め、林野庁にも今接点を持って、国全体の林業のことも含めて佐川町の林業、小規模の林業、森林組合の林業、国として林業についての話を今、いろいろさせていただいております。

県につきましては、尾崎知事とは当然いろいろな会でも顔を合わせます。挨拶もしますし、個人的にいろいろな話もさせていただきます。私は、尾崎知事とのそのつながりも大事なんですが、県の部長さんたち、課長さんたちとの日ごろからの親しみのあるつきあいってというのがすごく大事ななあというふうに思っております、丁寧に、佐川町が県からも頑張ってるねって後押ししてもらえような、そんな環境をつくっております。

行政経験はありませんけども、佐川町にも高知県にもいませんでしたが、この2年間の間でかなりの接点がつくれたのではないかな

あとというふうに思っております。以上です。

4 番（森正彦君）

ありがとうございました。努力されて、佐川町のために努力をしてくださっていることにお礼を申し上げたいと思います。高知県内でも、あるいは全国でも、佐川町に比べると半分に満たない町村が、国、県との太いパイプとそしてアイデアで、当町の倍近い予算を組んで運営している例もあります。より効率的な町政運営のため、さまざまなパイプを活用していただきたいと思います。

町長への質問はこれで終わりました、次に地方版総合戦略についてお伺いします。

地方版総合戦略については、平成 26 年 11 月の、まち・ひと・しごと創生法を受けて佐川町が作成した総合戦略、佐川まち・ひと・しごと創生戦略ができ上がっています。この戦略に対する町長の思いをお伺いしたいと思います。

町長（堀見和道君）

御質問いただきましてありがとうございます。総合戦略について私の思いということで、お答えをさせていただきます。

地方創生が今年の 10 月、国のほうから言われまして、各自治体で戦略を立てなさいということでありましたけども、運がいいといえますか、ほんとありがたいなあと思いましたが、私の場合は就任当初から自伐型林業を進めていくということで取り組みをしておりまして。1 年たった時点での地方創生ということでもありましたので、この自伐型林業における産業振興、雇用づくり、これを 1 つの核として総合戦略を組み立てるのがいいだろうというふうに判断をしました。

その中で、より新規性ということも求められておりましたので、本来ですと、もう 2 年後とかですね、3 年後とか少し自伐型林業の取り組みを進めてから次の手として打とうと考えておりましたデジタルファブリケーション、加工機によるものづくり、佐川から出た木を使って、それをパソコンと加工機で加工していくと。ものづくりをしていくと。この取り組みを少し前倒しにしました。その中で、ものづくり、これを産業振興だけでなくって学校教育、あと地域のつながり、地域での集落活動センターにおける活動につなげられないかなあと。この 3 つの角度でこのものづくりに取り組めないかなあということを考えておりました、この取り組み、この学校教

育から仕事、さらには集落の活性化にまでこのデジタルファブリケーションによるものづくりを一貫して取り組むということを国のほうでも評価をいただきました。

そういう意味で、すごく新しいことにチャレンジをしているわけですが、この似たような取り組みを今、岐阜県の飛騨市でも始めております。ほかの自治体でも研究をしているところも出てくるようです。

アメリカでは、このデジタルのものづくりというのは、もう学校教育で既に入ってきています。そういう意味で、佐川町は少し日本の中では前を走りすぎているという感もあるかも知れませんが、子供たちもきっと楽しんでいただけるんじゃないかなあというふうに思っております。この取り組みは、いろいろな可能性があるというふうに思っておりますので、情熱を持って、地方総合戦略に基づいてこの取り組みを進めていきたいというふうに考えております。以上です。

4 番（森正彦君）

ありがとうございました。この地方創生事業の交付金が決定しております。総額 9,262 万 6 千円。この事業の内訳をお願いしたいと思います。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

森議員の御質問にお答えをさせていただきます。佐川町としまして、交付額が先ほど森議員も言われましたが、9,262 万 6 千円の交付をいただいております。その中で内容につきまして説明をさせていただきます。まず、大きく分けまして3つに分類をされております。

1つ目はですね、基礎交付分になります。これは市町村の規模にあわせて交付されるもので、地方創生に資する事業を実施する全国の都道府縣市町村に交付されております。佐川町の場合は、交付額 3,262 万 6 千円でありまして、事業内容につきましては、移住促進事業、観光促進事業、牧野公園再生事業、地域づくり事業、小さな拠点推進事業、子育て支援事業などとなっております。

そして2つ目につきましては、タイプⅡというタイプがあります。これは 10 月までに総合戦略を策定した都道府縣市町村に上限 1 千万円を交付するものでございます。佐川町はこれも 1 千万の交付額となっております。事業内容につきましては

佐川町ブランド構築事業に充てることとなっております。

3つ目はタイプⅠ型です。これは、ほかの自治体の参考となる先駆的な事業に対しまして、上限5千万円が交付されるものでございます。事業の選定につきましては大学教授等で構成される外部有識者の評価によって行われております。佐川町の場合は、交付額上限の5千万円を交付いただいております。事業の内容につきましては、自伐型林業を核とした雇用づくりと地域活性化事業としまして、自伐型林業を推進するための作業車両の整備、間伐作業道の整備、研修の実施等に加えて、森林を集約するためのシステム導入と間伐材を活用したものづくりを推進するためのデジタル機器の整備をすることとなっております。以上でございます。

4番（森正彦君）

ありがとうございました。3つのタイプの交付金、非常に満額いただいております。その中でですね、基礎交付金の中です、まちづくり、地域づくり、子育て、このあたりの具体的な事業内容は、その3,200万の中です、そういうまちづくり、子育て、そういったものに関する事業は、具体的にはどんな事業でございますでしょうか。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

お答えさせていただきます。基礎交付分の3,262万6千円の方でしょうか。その中でですね、いろいろあるんですが、大きいものとして、先ほど森議員のおっしゃられました子育て支援事業として、加配保育の施設設置に係る経費、また牧野公園再生事業として牧野公園の植栽管理に係る経費、そして地域づくり事業として集落活動センターの調査経費に係る経費に充てるようなこととなっております。

4番（森正彦君）

わかりました。ありがとうございます。この計画は5年間となっておりますわけでございまして、それこそスピード感を持って取り組まなければいけないということでございます。そして数値目標もあります。このことに係る推進体制はどうするのか、こういったことをやっていく上での現在の職員数で足りるのか、そのあたりが心配になりますが、そのあたりはどうなんでしょうか。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

お答えさせていただきます。これは5年間での計画となります。

平成 27 年度からですが、なっております。一定スピード感を持って取り組んでいくことが求められております。ただしですね、総合戦略につきましては、全てが新しい取り組みとなるわけではありません。これまで実施してきた事業にですね、少し工夫を加えた新しい考え方を加える、またほかの事業との連携を意識して相乗効果を生むといった事業が大多数でありますので、推進体制において重要となってくるのはそのマネジメントであると考えております。

このことにつきましては、総合計画をですね職員の皆さんに理解していただき、進捗管理や事業の実施時期など調整をすることで職員に負担をかけることなく事業が実施できるのではないかと考えております。

またですね、今後新しい取り組みを実施していく上におきまして、新たな体制づくり等が必要になれば、プロジェクトチームなどをつくるなど、組織編成も必要になってくるのではないかと考えております。以上です。

4 番（森正彦君）

わかりました。子育て、保育所の加配保育士、あるいは牧野公園の事業、そういったことに関しては今までやっておる事業ですので、それを少し新しくしていくということですので、それほど大きく人は要らないと。あとのものについては地域おこし協力隊の活用ということと理解いたしました。

私、この推進体制については、現在の職員数では計画の推進がかなり厳しいのではないかと感じておったわけです。これ地方創生を進めていくには組織や体制をどうするのか、あるいは住民組織とどう協働していくのか、先ほど人は要らないということでしたが、かなりの工夫が必要になると思うわけでございます。

P D C A とよく言われるわけですが、現在、プランができた。P D C A の D、この部分、プランはできたが次はどう動かし、ということが非常に問題になると思います。マネジメントと先ほど言われましたが、そのどう動かしていくかという、そのドゥーの部分もしっかり検討して実施すべきだと思うわけでございます。

そして役場のことは役場でしっかり実施していただきたいと思いますが、住民との協働も進めていくべきだと思います。その動かすプランと総合戦略における住民との協働をどうするかをお伺いしたいと思います。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。森議員のおっしゃるとおりですね、数値目標、達成していく、この施策を達成さしていくためにはですね、地域の組織また団体と連携を強化し、まさにチーム佐川で取り組んでいくことが必要になってこようかと思えます。基本目標であります雇用づくりにつきましては、商工会や農協、金融団体等との連携が必要となりますし、小さな拠点づくり、子育てにつきましては、福祉団体や教育関係機関、地域の組織とともに実行していくことが求められるところがございます。そうしたことから、これまで以上に既存の団体とは連携を強化していきたいと考えております。

また移住に関しましては、受け入れる地域、地域の組織や団体との連携が最も必要になってきますし、移住促進に関する組織というのは佐川町にはありませんので、育成支援も含めまして地域との協働をより推進していきたいと考えております。以上です。

4 番（森正彦君）

わかりました。本当に地域住民との協働がなかったら、このプラン、なかなか進めていきにくいものというふうに考えるわけがございます。

次にですね、ちょっと関連してですが、県内の他の団体の地方創生総合戦略への取り組みです。まず、申請団体の数とその内容、そういったものがわかっておりましたら教えていただきたいと思えます。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。県内の市町村の交付金の状況についてですが、申請をされていない市町村もありますが、高知県全体で申請額に対して交付額は 96%と聞いております。その中でタイプⅡ、1 千万円の上限のタイプにつきましては、16 市町村が交付を受けております。

タイプⅠ、先駆型と申しますタイプにつきましては 17 の市町村が交付を受けております。ただし、タイプⅠにつきましては、うち 9 の市町村が広域観光によるものですので、単独で交付を受けている市町村は 8 市町村となります。

内容につきましてはちょっと、資料にありませんのでちょっと今把握はしておりませんが、以上のような状況となっております。

4 番（森正彦君）

何か聞くところによると、佐川町は県内でも最高額を交付されたというふうに聞いております。それも、しかもダントツみたいなふうなことを県のほうが言っておりましたが、それは事実でございますでしょうか。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

お答えさせていただきます。タイプⅠ、タイプⅡとも、その5千万、そして1千万の上限満額をいただいておりますので、県下のほうでもトップというような交付額になっております。

町長（堀見和道君）

補足をして説明をさせていただきますが、ダントツというわけにはいきませんで、近隣の仁淀川町さんにおきましても5千万円に近い交付金を受けられておりますので、この流域で仁淀川町さんも林業に関する先駆的な取り組みということで、確か4,700万ほど交付を受けてたというふうに思いますが、仁淀川町さんもととても頑張られてたということは補足をさせていただきます、ダントツではないですけども、高知県では一番ということはありませんので御了解をいただければというふうに思います。

4番（森正彦君）

質問をして確かめてよかったと思います。ありがとうございます。内容については、あんまり片岡課長は把握してないということですが、他の町村の内容は余り把握してない、そういうことでございますでしょうか。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

お答えいたします。ちょっと内容、全部ではないんですが、先ほど言いました仁淀川町さん、町長が言いました仁淀川町さんにおきましては林業家育成事業とか、あとですね、大川村さんにおきましては大川村土佐はちきん地鶏の生産技術向上等、そういったような感じとなっております。

4番（森正彦君）

私もちょっと調べてみました。林業に関しては佐川町、それから当然大豊町、そして仁淀川町、梶原町、このあたりがメインの事業として申請をされておるとこのことのようにです。仁淀川町はかなり大きな金額で認可されたと。林業に取り組むというこれは当然のことだと思いますが、近くにそういう団体があるというのは非常に心強いことだと私は思うわけでございます。よくそのあたりは連携を

とってですね、うまく進めていったら成果が早く上がるかなあというとも思います。

ほかに、農業のほうについてはですね、農業新聞なんかでみると、全国でも農業をメインにしておるところが大分あるようでございますが、高知県内では四万十町、これが次世代の大型ハウスの育成団地、これをメインに据えて申請して、このタイプⅠの交付金をいただいております。ここは次世代の園芸団地 50 人ぐらいの雇用を見込んでおるといことも聞きました。

それからもう 1 つ、高知県版 C C R C の関係。これは生涯活躍の町、都会から高齢者を受け入れるというこのプランでございますけれども、このプランについては土佐町、あるいは本山町、このあたりがメインに据えておるようでございます。高知市もそういうプランを出しておるといようなことも聞いておるわけでございます。

この C C R C、年寄りが来たら後々困るぞといことも世間では言われますけれども、県などの試算によるとですね、消費は増加するし、1 人当たりの交付金のこともあってですね、経済効果はプラスになるというふうなことのようでございます。これも今後、佐川町の 1 つの移住の中で目指す道かなあ。私も 65 歳を過ぎておりますが、高齢者も存外役に立ちますので、それに佐川町の大きな外貨収入は給与所得と、その次は年金所得でございますので、年寄りも大事にしていきたいと、していったら、結構地域にとってはいいんじゃないかなあといことも思うわけでございます。

私は 10 年前に、佐川町の第 4 次総合計画に携わらせていただきました。それはですね、住民との協働を中心に、それまで右肩上がりの夢のような計画であったわけですが、第 4 次はそういった計画でなく、実現可能な手の届く計画として、新しい文教、ほどよいまちへの実現を目指した計画でありました。その中で、役場の底力、役場職員の底力、住民の底力の発揮をうたっておりました。

今度のこの計画、戦略もですね、役場、職員、住民が三位一体となって、先ほども言っておられましたが、ほんとにチーム佐川で底力を発揮して楽しく取り組んでいけたらですね、大きな力を発揮するのではないかと思っております。

佐川町は国のモデルとして、もちろん県内の中山間地のモデルとして注目されております。何としてもこのチャレンジをですね、成功させて佐川の町が、人が、仕事が、輝きを増すように、道は険し

くとも町の底力を発揮してチーム佐川で取り組むべきと思います。

どうもありがとうございました。これでこの質問を終わらせていただきます。

次に、T P P、環太平洋連携協定について、お伺いします。政府のT P Pへの参加表明以来、5年にわたっての交渉がこの10月5日に大筋で合意されました。この大筋合意の中でT P Pが発効された場合の農業分野への影響について、農水省が影響の分析結果を公表しています。

そういったものを参考にする中で、佐川町の農業に与える影響をどのように捉えているかをお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。農水省が公表いたしましたT P Pによる農作物への影響が考えられる21品目に入っております本町の基幹作物は、米とお茶であります。米は国別枠により輸入米の総量が拡大することで、国内の流通量が増加することとなり、国産米全体の価格水準が下落することが懸念されるとございます。またお茶につきましては、特段の影響は見込みがたい。懸念される点も特になしとあります。さらに、追加発表されましたT P P影響分析で、本町に係る作物では、梨は特段の影響は見込みがたい。懸念される点も特になしとあります。イチゴ、トマト、ピーマンは影響は限定的で、懸念される点は、長期的には国産価格は下落とあります。また、畜産への影響発表では、乳製品は当面輸入の急増が見込みがたい。懸念される点は長期的には加工原料乳の価格下落にあります、というふうにございます。

以上のことから、とりわけ米生産が深刻な状態になることと想定されております。以上でございます。

4番（森正彦君）

T P Pの問題が出てから、我々農家あるいは地方の多くの方が非常に心配をしてきたわけでございます。農産物が、あるいはほかの、医療とか、国の調達とか、あるいは知的財産、そういったもの、そういったものが全て撤廃されるとですね、日本が日本でなくなるんじゃないかと。大きな心配をしておったわけでございますが、今、渡辺課長からありましたように、影響は、当初思っていたほどではないということがわかりまして、少し安心しているところでござい

ます。

佐川町の基幹品目は、米・茶。あと園芸のイチゴ、ニラ、ショウガ、梨。その中で一番心配された米につきましては、7万8千トンの輸入増となるわけですが、それ以上の米を備蓄米として市場から隔離すると。それで米価の影響がないように配慮を国がしたということですが、そういったことで米は、余り大きなTPPによる影響はないものと私も思います。

それから野菜や果樹についてはですね、関税率が縮小する、あるいは廃止されるわけですが、もう既に野菜や果樹については関税率は相当下がっておりまして、ほぼ現在でも自由化に近い状態となっておるわけですが、ちなみにキャベツやネギなどは、現在3%。これはもう撤廃されてもさほど影響はない、季節による値上がり、値下がり、産地による不作、豊作による変動幅の範囲内というような状況であります。

イチゴも現在6%で、撤廃をされるわけですが、これなんかも今でも輸入品がないことはないわけですが、ほとんど影響は出ないというふうに考えられます。また、野菜や果樹についてはですね、外国産に比べて品質面で非常に優位性があると。入ってきて負けない品質を持っておるということで、競争に、もう既に勝っている状況であるというふうに捉えておるわけですが。

そういったことから、私自身、TPPによる佐川町の農業が今すぐ打撃を受けるとは考えがたいとも思っておるわけですが、しかし、今後はTPP加盟諸国との競争場面は今まで以上に増加してくると思われまので、農家経営への圧迫は避けられないのは事実だと思います。また、海外農産物の流入による影響とは別にですね、現在佐川町の抱える問題の中で、農業従事者の高齢化、これがどちらかというと、この問題のほうが大きい問題だと思います。

とにかくTPPを機会に、これからの農業のあり方について考えていく必要があると思います。これからの農業のあり方について、まず今後の稲作の経営はどうあるべきか、町の政策はどんなことが考えられるか、お伺いしたいと思います。

産業建設課長（渡辺公平君）

稲作の関係でございます。まず主食米についてお答えさせていただきます。ヒノヒカリにかわる品種として、おいしさ、品質、収量

の3拍子そろった米を目標に開発された、にこまるという品種がございませう。これの一層の普及をしていかないかんといいうのと減農薬生産である特別栽培米、これの普及を一層進めていく。こいういったことを通じて、売れる米づくりを進めていく必要があると思ひておひります。

また、今普及が進んでおります飼料稲WCS、酪農家と一層連携をしまして飼料稲WCSの普及を図る必要があるございませう。また、水稲からの転換といふものが必要ございませうが、有望作物として佐川町の基幹作物でありますニラ、ショウガ、さらには路地で有望なピーマン、こいういったものの生産の拡大に努め、産地のブランド化を図っていく必要があるといふふうひに認識してございませう。

さらに、集落営農を一層普及していく。この集落営農組織が、将来的には法人化されるようにしていかなければならないと思ひておひります。集落営農を担うオペレーターとか経営・販売戦略担当者の確保、こいういったことを通じて法人化が必要であらうといふふうひに認識しておひります。

4番（森正彦君）

米に関しては、ほんとに現在食べる量が減ってですね、過剰になっておひります。それによる値下がりひで現在5千円程度、1袋5千円、30キロ5千円程度かしてなくて、再生産できる価格ではなくなってきておひります。こいういった状況の中でですね、貸していた田んぼが返ってきたと。誰かつくってくれる人はおらんらうかといふ声をかけられます。しかし区画の小さい不便な田は、借り手を探すのが非常に困難となってきておひります。また米を自分で売りよったけんど、全量をよう売らんなったと。農協へ出したら5千円やったと。非常に経営しづらくなっていきゆうといふ状況もあるわけございませう。

これについては先ほど課長からありました集落営農や個別経営体の規模拡大だと思ひるわけございませうが、こいう高齡化してつくり手がなくなった田んぼを集落営農とかでやる、大きな経営体でやるとしてもですね、米の有利な売り先がないといふ問題が発生しておるわけございませう。これは、ことし試験をしまして飼料稲WCSあたりひで解決をしていかないかんだらうといふふうひにも考えておひります。いろいろ情勢が変わってきますので、その都度やっぱり早い手を打って対策を講じていかないかんといいうことであらうと思ひ

ます。

次に、自立系農家の多い園芸作物についてはどうなのか、政策はどうなのか、そのあたりをお聞きしたいと思います。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。現在徹底した栽培履歴、生産工程ですね、こういったものを、生産工程管理を続けております。これはやはり今後とも、この徹底した取り組みを継続していき、消費者ニーズにかなった農産物を生産していく、それが産地化へつながることだと思っております。今後とも継続していく必要があると思っております。

それと、自立経営農家というふうに申されましたが、これを存続させていくためには、企業的経営農家ではなくてはならないというふうに思っております。町長の行政報告でありましたように、企業的経営農家の育成に向けて、これからも支援し、企業的経営農家の拡大に努めていかなければならないというふうに思っております。以上でございます。

4番（森正彦君）

まさにそのとおりでございます。やはり、園芸作物ですね、農家が心配しているのは、全国どこかでですね、稲作から園芸作物への転換がされる可能性が強くなってくるんじゃないかと。そういうことも予想されます。これについては、今までと同じ国内での競争になるわけでございますけれども、やはり対策は経営の拡大や効率化になってくるかと思っております。

行政としてはですね、農家とともにですね、地道な取り組みが必要になるかと思っております。地道な取り組みの中から大規模経営の法人経営とか次世代園芸施設団地も生まれてくるのではないかと思います。やはり、今何をせないかんかということ、あるいは課題を農家とともに共有しながら、常に考えておく必要があるというふうに思います。

次に、これから農業を支える農業後継者の育成や新規就農者への支援、及び担い手対策への考えはどうでしょうか。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。これも既に答弁でも、また行政報告でもありましたが、来年度には後継者や担い手の確保のために提案型の募集を行い、地域おこし協力隊を配置するようにしております。酪農家、お茶生産農家、ショウガ生産農家へ配置する計画であります。また

将来的には、先ほど申しました集落営農、オペレーターとか経営・販売戦略担当、こういったところへ地域協力隊を配置していく必要があると思います。このように、地域おこし協力隊、自伐型から農業への配置をしていくことにより、後継者とか次代を担う農業者を確保、育成できては、と思うております。以上でございます。

4 番（森正彦君）

結構、農家が高齢化しておりまして、もうよう続けん。例えば梨なんかですと、もうよう続けん、けんど木は立派なもんじゃ、棚もある。設備投資は要らん。そういったところへその協力隊が入れば、それまでの育成の期間がなくなるので、非常に入ってくる人はいいんじゃないか。

それからやっぱり地域の果樹園も荒れないとか、それから貸しても、継いでくれりゃあ自分のじゃのうても構んぜよ、という気持ちもあるようでございます。そういったことを生かしたというのは非常にいいかなと。双方ともにいいから、この施策はぜひとも進めていって、地域でも支援しながらやっていったらおもしろい取り組みになるのではないかなあというふうに思っておるわけでございます。

農業後継者の育成あるいは新規就農者への支援は、国、県、町、今までかなり、私は充実してきておると思います。それに加えて、先ほど言われた新しい取り組みをしていけばですね、それだけで十分には当然ならんわけですけども、おもしろい取り組み、あるいは農業、地域を守っていけることになりはしないかと思えます。

あと農業振興、これ欠かせないのは農業生産基盤の整備と行政の農業施策の上手な導入だと思えます。今後はT P P 関連施策も、より具体的な施策を打ち出してくると思えますが、その対応はどのように考えているでしょうか。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。農業生産基盤整備、これはもとより農業を振興していく上では必要不可欠であるというふうに認識しております。ただ、柳瀬川流域のほうが未実施でございまして、ここに生産基盤が整う必要があると思うております。また、T P P 施策の見通しとか国の考え方、これは生産基盤とか農業振興を図っていく上で常にアンテナを高くして情報を常に得るようにしていきながら、こういった生産基盤とかあるいは農業振興を図っていける有利な制度、事業を活用できるように、常々していく必要があるかと

思います。

逆に言うたら、非常なる危機な状況ですが、危機をチャンスと捉えて打って出ていくためには、日ごろからの情報のキャッチ、それに対する体制、整備とかいうことが必要でありますので、そういったことを進めていく必要があると認識しております。以上でございます。

4 番（森正彦君）

ありがとうございました。非常に抽象的な質問でございまして、なかなか具体的な答弁もしづらかったかとは思いますが、非常に T P P 心配したと。国のほうも新しい農業の展開と言っておると。そういった局面でですね、やはり確認をしておきたかったというところでございます。ありがとうございます。

ほんとに T P P 関連の施策の具体的なものもまだあんまり当町に関係するような事業はありませんけれども、やはりアンテナを高くしてですね、より有利な事業を導入していくことが大事だと思います。地方総合戦略のようにですね、いいアイデアを出してやっていく、あるいはアンテナを高くしていい情報をキャッチすればですね、非常に地域にとってもありがたいことになるわけでございますので、そのアンテナを高くする、アイデアを磨く、そういったことを今後とも続けていっていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。なおですね、渡辺課長と私も、農業関係でずいぶん長い間一緒に汗をかいてきました。まだ礼を言うのは早いので、3月にはまた何か質問をさせていただいて、お礼も一緒に述べさせていただきたいと思います。あと、本議会を入れて、あと、そうですね2回、3カ月余りとなりましたが、体に気をつけて頑張っていたいただきたいと思います。どうもありがとうございました。

副議長（岡村統正君）

以上で、4番、森正彦君の一般質問を終わります。

ここで15分間休憩し、55分まで休憩といたします。

休憩 午後2時40分

再開 午後2時55分

副議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、8番、中村卓司君の発言を許します。

8番（中村卓司君）

8番議員の中村卓司でございます。議長のお許しをいただきましたので、平成27年12月議会の質問をさせていただきたいと思っております。

私も少し、質問に入る前に所見を申し述べさせていただきたいと思っております。

堀見町長が町政を担って半期、御挨拶の中でもありましたとおり町政報告でも述べられておりました。その中で、人が生き生き輝き、笑顔のある幸せな町をみんなで作っていききたい。気持ちのいい挨拶が町の至るところで交わされて、町の皆さんがつながりのある、支え合う幸せな佐川町をみんなで作っていききたい。そんな思いを込めて第5次の佐川町総合計画を策定をしたと報告がございました。また総合計画の中では、来年度や未来に幸せな町をつくるという上で大切な羅針盤であるというような報告もございました。私もそのとおりだというふうに思っております。

話は少し変わりますが、本会の始まる前の議長報告の中にごございました四国議長会の研修会、徳島の事例で、インターネットを使った町おこしというふうな事例の発表ございました。大変に素晴らしい事例発表だというふうに、その研修会で一番の成果かなという私の思いがございました。そしてその事例発表の中で、最も印象に残ったことが、こういった新しいことをするについて、一番問題はアイデアキラー、いわゆるアイデアを否定する人たちがある中で、新しい事業を進めていかなければならないと。そういったことが大変難しかったという話もございました。

このインターネットの事業、実は最初の端に、国からやってみないかというふうなことの話のあったのは池川町です。今、仁淀川町になってますけども、池川のほうに十数年前に話がきたそうです。けれども池川町の町議会は、それを導入することなく、何で今、インターネットかというふうな話で、蹴ったそうでございます。その次の候補がこの徳島の山奥の町に話が行って、その場所では受け入れをして、今の成功事例というふうになったというふうなことが、この間、仁淀川町の議員さんにお話を聞くときに、実はこうなんだよというふうな話もございました。

その意味からもアイデアキラーというものが存在するということは、非常に大きな問題であるというふうなことも研修の中で勉強をさせていただきました。

私自身も、このような経験を数多く経験をいたしまして、はちきんの店やふる一つ村、そしてイチゴの直送大阪便というふうな計画を立てたこともございまして、実施をしているものも、実施をしていないものもありますけれども、大変そのアイデアキラーに苦勞をしながら事業を進めてきたという経験がございします。

そういった意味で、今後、第5次の総合計画の中で、町長がいろいろ町民の皆さんとアイデアを出しながら安心・安全、皆が笑顔で過ごせる佐川町、いうものをこの宝の箱の中の第5次の総合計画の中に含まれているというふうに思っておりますので、私も佐川町の町民の1人として一緒に頑張っていきたいというふうに思っております。

手前の話は以上にしまして、質問をさせていただきます。それで、4つの質問をするわけですが、総合計画の中に入らない分、佐川町自身に直接に入らない部分の半分、1番と2番の伊方原発についてということと仁淀川上流域のごみの処理場、そして3番、4番は、直接、佐川町での問題を2つ、水害についてということと高齢者対策ということについてお聞きをしたいと思います。

まず1番目の、伊方原発の再稼働について質問をいたします。

平成23年3月の11日、3.11、福島第1原発事故が起きまして、12月で4年と9カ月くらいが過ぎようとしております。その事故の汚染対策ということで、懸命に国を挙げて、地域の皆さんはもちろん国を挙げて対策が続けられたわけですが、高濃度の汚染水は、いまだに大量に発生をしてるというふうに予想されております。その一部が太平洋に流れて、いまだに太平洋を汚染してるのが現状でございます。

この間インターネットで少し調べてみましたところ、オーストリアの気象衛星でどれくらい汚染が広がってるかなということの検知をした図がございました。福島沖から流れて太平洋を渡り、今ではハワイの近くまで汚染水が流れているようでございます。そういった大変な問題がいまだに終息をされないまま汚染水が流れている。

また、事故を起こした直接の建屋、原子炉の解体もいまだに進んでおりませんし、建屋の一部は大量の核のごみとして、一時仮置き

場に置かれています。そして洗浄として、土も近くの町の2つの町がそのままに仮置き場として置かれています。

こういった問題が、いったん事故を起こしてしまいますと、福島原発事故で住民の避難問題、大変な問題になりました。経済的な破綻にもつながっておりますし、地域住民の生活基盤を根底から覆すということを経験をしたわけでございます。この経験をもとにし、私たちは次の世代に生かしていかなければならない責任がございませぬ。

ところが、その経験もしながら3月には伊方の原発が再稼働をするというふうなことでございます。時期的に今申し上げるのは少し問題あるかもわかりませんが、あえて申し上げますと、伊方原発を再稼働させない、いう請願書が佐川の町議会にも出されましたけれども、聞くところによりますと、委員会では否決をされて、その請願書は認められなかったというふうなことでございます。

そういったことから、その佐川町議会の議員が私として発言するのは申しわけないこともありますけども、あえて議員の側から、町の考え方、伊方原発の再稼働について、お考えがあるようでしたらお聞かせを願いたいと思ひまして、この質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

町長（堀見和道君）

御質問いただきましてありがとうございます。なかなか厳しい決断であろうとは推察をされます。伊方町を初め、地元の基礎自治体並びに愛媛県が下したこの決断に関しては、その思いを、その決断を尊重したいと、そのように考えております。以上です。

8番（中村卓司君）

自治体の中の長として町長がこうする、しない、っていうのは、申し上げられないというのが実情だと思いますし、高知県でない愛媛県の町の結論をどうこうするということとは言えないかもわかりませんが、少なからずも影響があることは判明しているわけでございます。

ちょうどタイミングと言っではおかしいんですけども、おとつい新聞に、まさに私の質問を予感をしたような記事が出ておまして、皆さん御存じだと思いますけれども、少し、私のほうからの意見としてこれを使わせていただきたいと思います。

土曜日の午後のNHKの番組、四国羅針盤という番組がございま

す。ちょうど私は、夕食の時間でございますと、ちょうどこの青山さんが四国羅針盤の中で、伊方原発についてということをお話されます。そしてNHKの解説者の方が愛媛県の中村知事に、避難の方法とか、もし事故が起きると、三崎町ですかね、あそこから避難をするには大変道が小さくて、四国の愛媛県内に避難をするというのは難しい。そして大分県のほうに避難をする、いうふうな説明をしておりましたが、瓦れきが流れて、津波想定される場合に船が近づけない。ホバークラフトを使って逃げる。それでピストンを、というふうな話もしておりましたが、それは、事故が起こってからの方策ということで、起こらないということはゼロではないというなかから避難計画を立てていくわけですから、起こるであろうということの予想のもとに、そういった訓練をしていくわけです。

それでは、私の調べましたこの再稼働で安全は守れるのかということをお話させていただきます。

この伊方の原発は、問題が指摘をされていることが大きく6つあるようでございます。1つには、運転を始めてから30年、1号機と2号機は30年たっているようでございます。普通は、15年が耐用年数と言われております。

しかし、この伊方の1号機、2号機は、老朽化のため、大変な大きな地震とかに耐えられるということは難しいのではないかとおっしゃっております。その当時に建てた、30年前に建てた設計のときに地震の対策、津波の対策、1号機、2号機はそれを、想定を少なく予定をした設計だそうでございます。そして、1号機、2号機は格納容器の耐圧設計というのが甘いとも言われております。さらには中央構造線の真下に建設されている。これは皆さん承知のところでございます。吉野川から一線上のなかにある三崎半島、それは中央構造線の真上、しかもこの構造線は南海大地震が起きれば動くであろうという想定もございまして。

そういったことによって、地震に弱く、津波に弱い設計の中から南海大地震が起これば、当然、福島原発の事故を想定内に入れておかなければならぬわけですね。そしてまた、普段から大変、新聞等でも時々見ますけれども、事故が多い原発ということでも知られております。小さい事故ですけれども起こるとも報道がされておりますし、3号機、一番新しくつくられましたけれども、プルトニウム、大変飛散の大きい燃料を使っている。これも大変な大きな問題と思われ

ます。こういった危険性を、特に近隣の市町村は心配をして、議会に提出された再稼働を、梶原町ですか、この間全員で可決をした。再稼働させないということを全員で決めた、というふうな報道もなされております。

私たち佐川町としても、何らかのアクションを起こさなければならぬ。もとに戻りますけれども、この間の委員会で、議会としては多分、本会に出てくるときに、再稼働っていうものに対しての請願書は認めないということになりましたので、議会としてはそういう形が出ようかと思えますけれども、もう一度ですね、何らかのアクションを起こすというような行政に考えがあるのか、もう一度お答えを願いたいと思います。よろしく申し上げます。町長のほうから。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。アクションを起こすかどうかという御質問にお答えしますと、現時点でアクションを起こすということは考えておりません。以上です。

8番（中村卓司君）

現時点でのお考えを、そう言われましたので、これから先にはわからないかなあというふうに、私的に解釈をさせていただきました。それは、なぜかと申しますと、仁淀川流域そして高知県含めて、お隣の県でございますので、堀見町長が音頭を取ってそういう問題について意見を出そうよというふうなアクションも起こしてほしいと、私のほうからの、そういう意味でのお願いでございます。

佐川町単独でも別にいいと思うんですけれども、そういう申し入れを、再稼働はしてくれな、というふうな申し入れをしてほしいと私は思っております。

原発が再稼働についてはですね、いろいろな方、いろいろな研究者からですね、安全である、安全でない、というふうな報道がなされておるんですけれども、ここに、小泉元首相の語ったと言われる、これもインターネットで調べてまいりました。御存じのとおり小泉さんは、歯に衣を着せぬ発言を言う方で、大変おもしろい事例がございますそうです。原発に対しての発言でございます。

総理が申し。私が、総理大臣のときに判断をしていたことは間違ってた。研究者から安全、安全でない、意見はあったけれども、私の判断で安全ということを確認して原発を進める、というふうに

進んでいった。ところが間違いだったと、総理をやめてからの発言ですけれども、申しています。なぜかという、福島原発が事故を起こしてしまった。安全ではないっていうことの証明を見たからだ。

その後、彼は欧州のほうに視察に行ったそうでございます。そこで見たものは、北欧の原発、フィンランドだったと思うんですが、4基の原発が稼働している。けれども、その国では原発やめろやめろやめろという結論を出して、処理を、行動を起こしたそうです。何年かかるかっていう計画を立てたときに、10万年だそうです。燃料その他のものが無害になるのに、計画に、10万年かかるそうです。けれども国では300年をかけてそうしようという運動に取り組んでます。300年、それを見たときに、小泉元総理大臣は、これはいけない、原発は必要でないではないかということを確認をしたと言ってます。

そして経費が高い。電気代が高い。高くなる。原発では安くなるという政府見解、電力会社の発言もあります。これに対しても小泉さんは、決して安くないじゃないか。燃料の再稼働そして核のごみ、それに仮置き場、これを処理するにどれくらい金がかかるか、何兆円、何十兆円ではきかないとまで言われています。そうすると、原子炉、核を使った原子炉で、それでは逆に経費が要るとも言っております。こんなことから私は、小泉元総理大臣が言っていることは100%正しい、いう結論を個人的には持っております。そうすると、やはり行政も動いてほしい、いうふうな希望がございます。

ここに再稼働を阻止した大飯原発の裁判の資料があります。これ、先ほど急に出してもらって十分に私も読んでおりませんが、住民が133名ですか訴訟を起こして、再稼働はしないって裁判の裁判長の結果が出て訴訟に勝利したという裁判例でございます。

何を私言いたいかという、高知新聞の青山さんというところも言っておりますけれども、町長は先ほどの答えの中で、ほかの町村、県の中で、決めたことに対してもの言うのもなかなか難しいというふうな意見の中だったと思うんですけれども、そのことに対して警鐘を鳴らしています。何と言ってるかという、今の市町村単位は、いわゆる原発稼働するには現場の長の町長の判断、自治体の長の判断、そして県の判断、それで決まってくるんですね。そういうやり方です。けれども、町、市町村、そして県、国からの下請け

になっちゃあしませんかと警鐘を鳴らしています。

なぜ私が今、裁判の例を出したかという、危険性の多い伊方の原発に対して、一般の住民が訴訟を起こして勝ったという事例がございました。そのことを踏まえてですね、佐川の町、幸せな町を構築するためには、やはり、県外であっても風の予想によっては佐川町にも飛んで来るわけですから、再稼働をしてくれな、というふうな申し出をしてもいいのではないかと、私は思っておりますので、私が一方的にしゃべってしまいまして、町長は隣の町だからなかなか言えないということを言いまして、もう一遍質問しても同じだと思いますので、お答えは要りませんが、ぜひですね、そういった今まで私の話をした中身で、何らかのアクションを起こしてほしいというふうに思っておりますので、これは希望でございます。

先ほどの答えと変わらないのであればですね、お答えは要りませんが、再、再でよかったら、変わらなかったら答えは要りませんが。意見がありましたら。ありませんか。

ないようでございますので、この質問、一方的に私がしゃべってしまいまして申しわけないんですけれども。何らかのアクションをおこしてほしいという希望を申し上げまして、この質問は終わらせていただきます。

また少し、同じ、また答えになるかもしれませんが、同じような事例で仁淀川の上流、久万高原町に、ごみの再処理場というのできるような予定がありましたが、その辺の情報が町のほうで把握をしておれば、聞かせていただきたいと思います、よろしく願いいたします。

町民課長（麻田正志君）

中村議員の御質問にお答えさせていただきます。今のごみ処理場というのは、愛媛県久万高原町に計画されておりました管理型廃棄物の最終処分場の建設計画のことであろうと思います。私どものほうとしましては、本年6月の愛媛新聞を読みまして、その計画しておりました事業所のほうが本年の4月付で久万高原町に対しまして、処分場計画は既に撤回しており、現在もその計画はないと記述した文章を出したというふうな愛媛新聞に載っております。

なお、この記事につきまして、久万高原町の環境整備課のほうに確認してみましたところ、新聞記事のとおりであるというふうな回

答でございました。以上です。

8 番（中村卓司君）

私も、個人的に仁淀川筋の町の議員として、少しその点にかかわらせていただいている議員の 1 人でございます。その意味で、質問をさせていただきます。

今から何年前になるんでしょうかね。平成 24 年 6 月の 20 日に、今おいでます当時の議長、永田議長と、仁淀川町、いの町、日高村、越知、土佐市の方々の皆さんと一緒に久万高原町に行きまして、この再処理場をやめてほしいというふうな陳情も上げた経過がございます。そして久万高原町からさらに愛媛県のほうに行きまして、県庁のほうでそれをお願いしたという経過があります。

その経過はですね、ずっと踏まえながら、久万高原町の町議会でも、議員が質問をして、町長はやらない。反対運動をしている決起集会の中でも町長はやらない。いうことで、やるようでしたら、むしろ旗を立てて、私が反対の先頭に立つというふうなことを言っておりました。それで愛媛新聞がそれを取り上げてという経過だと思うんですが、中身を少しもう少し掘り下げて、久万高原町の住民の皆さんに話をする機会がございまして、実は、表向きはそうだけでも、中身は、水面下では全然終わってない、終わっている話ではないよ、というようなことが現実だそうでございます。そのことで、仁淀川が汚染をされて、再処理場ができて汚染をされて、仁淀川ブルーって言われて全国的に発信をしてるのも台無しになるのではないかというふうに危惧をされます。

水面下で動いていることをっていうふうなことに何を申さんやということもあろうかと思うんですが、そのことに対しての注視をしていくということは、仁淀川水域の町村として必要ではないのかというふうに思うんですが、その辺についての意見があればですね、思いがあれば、町長のほうから聞かせていただきたいと思うが、いかがでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。決断、判断をするときには、しっかりと事実を確認をした上で取り組んでいかなければいけない、ということ、いつも肝に銘じておりますので、情報、アンテナを高くして情報を察知する、感度よくしておくということが大事だと思いますが、まだ事実かどうかの把握はできてない時点での軽率な、何

か、行動は控えたいなというふうに考えております。以上です。

8 番（中村卓司君）

アンテナを高くしてですね、情報を入れてほしいと思いますが、そこで少しちょっと方向を変えて質問をさせていただきます。

高知県の日高村にごみの処理場ができたんですけれども、それは、いわゆる公的機関の処理場でやってるわけでございますので、監視下が十分に監視ができるというな状態でございます。

今回、愛媛県にできようとしてるのは、民間のごみ処理場になるようになってました。最初はね。そこでですね、町長の意見、個人的な意見でも構いませんけれども、民間の処理場、公の処理場っていう感じで、どのような感覚を持っていらっしゃるのか、少し、町長自身のお考えでも構いませんけれども、民間がやるのか、公的がやるのか、どっちがいいのかなというふうなことも構いませんし、意見があればですね、そのことについての意見があれば、聞かせていただきたいと思いますが、いかがでしょうね。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。なかなか難しい質問ではありますけれども、民間だからとか公がやるからと、どちらがよくてどちらが悪いということは一概に言えないというふうに思います。それが私の素直な答えになります。以上です。

8 番（中村卓司君）

これもなかなか答えにくいというふうなことも十分にわかってございます。佐川町にも、このことも前に議会で申し上げましたけれども、民間のごみ処分場がございますよね。その時点でもけんけんがくがく議会でも質問をさせていただいた経過があります。それと、久礼にもオオノ工業っていう処理場ができかけて県が訴えて裁判になって、県が負けたという経過があります。

佐川町では、それを、ごみ処理をやる業者が、町長の許可を得て県に申請すれば、県はさせれないということはできないというたてりになっています。先ほど言った久礼の処理場もよい例でございます。一遍町が許可をすると、県としては止めれないというような経過があります。そんなこともあって、非常に私の経験の中では、幸いにして今、大きな事故は起きておりませんが、再処理場が佐川町でできるときに、住民の許可をいただいてから事業を始めなさいよというふうな約束ができておったにもかかわらず、住民に

言わずに、日高の養鶏場の産業廃棄物をいながら運び入れるというふうな経過もありました。その時点で、当時、総務課長、今総務課長ですけれども、当時の担当の課の課長として横山課長にそのことを申し上げて、全然招致を知り得なかった、地元も知らなかったということで、あわてて住民の方の許可を得るようなこともしましたんで、一般のその行政が手の届かないところになると、そういったミスも出てきやすいというふうな思いもございますので、私は、いわゆる行政の手の届くような処理場が望ましいというふうに思っています。

これも、お答えがですね、一方的に私がしゃべってのことしかもらえないようございますので、この質問も以上にさせていただきますけれども、アンテナを高くして、見守りをしてほしいと思います。よろしく願いをいたします。

続きまして、3番目の質問で、いよいよ町内の直接関係のある質問をさせていただきたいと思いますが。佐川町での水害対策ということで、質問をさせていただきたいと思うんですが。50年の大災害、もうかなり半世紀近く、半世紀にはなりませんけど、もう40年近くなった5号台風を、佐川町では経験をしているわけでございます。

もう、ここの議場におられる方は皆さんが経験をされたと思うんですが、尾川の松の木公民館の前ですかね、あそこの道路は全然なくなって、それから上から鉄砲水がきて1名の方が亡くなられた。そして、橋の欄干に木が引っかかってダムになった。上から順番に、橋が倒れて、川自体が鉄砲水に。そして由留岐の橋まできて、それも引っかかって堤防になって倒れて、そして中組、虎杖野にある堤防を壊して、まっすぐ下流に下って柳瀬川にまた飛び込んだというふうな経験をしてるわけです。

それは昔、馬越川っていう川があるところに、いわゆる耕作地をつくって、昔はそこは川だったそうですね。だからそういうことが起きれば、人工的に加工をしているところは危険性があるということでございます。

この間、虎杖野桂橋の下側が高さ1.5メートルぐらいでしょうかね、長さが5～6メートルぐらいの陥没した穴が突然あらわれた。朝、対岸で見ておると、あれどっかで穴が、ここはおかしな穴がいているな。見ると、深さが2～3メートルの穴になって、ごっぼり

穴があいたという現状ですし、数年前の大水では、前に決壊した堤防が再び決壊をするようにえぐれて、残り 30 センチぐらい、1 メーターか、ものすごく幅の狭い範囲しか残ってなかったということもありまして、もう少し雨が降っておれば、関東に起きたあの常総市ですか、あれぐらいにまたなっていたというふうな心配がされた経験もあります。

そこでですね、今回の災害、特に水害っていうことを取り上げましたので、そういう危険場所っていうのが、町のほうで把握ができていないのか、できていないのか、またそれを防止するための対策というのはとってるのか、まずは聞かせていただきたいと思います。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。今回の件につきましても、町内の河川が、もう大部分が県河川でございます。県河川だから町は関係ないというものではございませんが、現状ではその 50 年の災害対策以降でやられたところの具体的な、どこがどうなっておるとかいうことは県のほうからは聞いてないところです。

ただ、この穴の件に関してもそうですが、この柳瀬川橋の上流の件、さらに昨年度の柳瀬川橋のもうちょっと上流になる左岸ですね、左岸の桂と柏原の間の川、これらにつきましても地元の自主防災組織、自治会、それが全て、これ大丈夫かなという地元からの声が役場のほうに届けられました。役場のほうに届けられ、それを、私どもも直接まずは見に行き、さらにそれを越知事務所、県のほうに伝え、県と役場と地元関係の者と一緒になって調査をして、その後の対応が、もう既に左岸のほうは護岸完成しておりますし、今回の右岸の柳瀬川橋の下の穴につきましても、このたびの災害査定にのせていただくようになっておりますし、その上流部分につきましても、来年度の予算計上に向けて努力してくれておると聞いております。

こんなふうにして、住民と町と、それと県当局と一緒にあって現地調査、点検をしていきながら、対策を練っていく必要があると思います。県の河川やから町は関係ないとか、町が入れんとかいうものでなくて、地元の住民の皆様が生活する上で日常的に必要なものであると認識しておりますので、これからもそういったやり方を継続し、住民と町と県が一体となって取り組んでいこうと思っております。以上です。

8 番（中村卓司君）

もちろん課長が言われたとおりだと思います。県の河川であろうと、佐川町内を流れ、それが氾濫をするということは、大変大きな事故にもつながります。

県、町、住民、その連携を保ちながらですね、災害が起きないように連絡を密にして、やってほしいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思いますが、少し関連をしますので申し上げておきますが、黒岩地区の河川がですね、河川工事がだんだんに進んでいるようでございます。聞くところによりますと、地域の会、そして予算がどれくらいつくか説明会等々ですね、計画があるようですが、やられたかもわかりませんが、これからあるかもわかりませんが。その黒岩の河川につきましての進み具合がわかっておればですね、聞かせていただきたいと思っております。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。県のほうでは、柳瀬川の仁淀川との合流点から庄田まで6キロ余りですが、これの概略設計が本年度の仕事でございました。この概略設計につきまして、庄田までの対象区域を3カ所に分けて地元説明をやってございます。この中で、当初は、予算のつき方が少ないんでは、とかいうような質問も出ましたが、まずは用地から入っていくと。柳瀬川を、今の工事区間を7カ所に分割して行って、それで用地測量、それから用地交渉、工事ということを進めていくようなやり方も、また暫定的な工事完了で早めに工事を断定的に仕上げていく方法とか、さまざまな取り組みができる、そういった説明もしていただきました。

総じて言えば、河川改修に反対する者はないわけですし、河川改修を早期にやっていただくように、また用地のほうも事前に要望を出す際には、対象と思われるところ全ての合意も取りながら要望書を出した経過もあります。

そういったことで、用地についても地元のほうも可能な限り協力もしていただけますし、早く用地を済まして予算取りをして工事の1日でも早い完了に向けて、それぞれ頑張っていこうということで終わっております。

今後については、来年度用地測量、それから用地の交渉とかいうことにも入ってまいります。具体的な、それぞれの設計ができ次第、何度も何度も地元の関係の方々との説明をやっていくなりして

いきながら、事業を進めていく必要があるかと思えます。これから一層、連携が必要になってまいりますので、関係の議員の皆様方もどうぞよろしくお願いいたします。

8 番（中村卓司君）

話聞きますと、総事業費で 100 億ぐらいかかるのではないかというふうに思われていますし、次の予算が 1 億、となると 100 年かかりやあせんろうかという話もあるんですが、私が個人的に考えるには、設計段階では少ない予算で、本格的に工事が始まれば、20 億、30 億、5 年ぐらいではできていくのではなかろうかというのが通例のこういった事業でございますので、それに向けてですね、行政機関、地元の者と協力しながらですね、進めていってほしいと思えます。

そのことについては以上ですけれども、少し話を戻しまして、水害が、もし起きるといふふうなことから、物部川そして仁淀川ですかね、国が指定をして、四万十川は入ってなかったんですけどね、今回は。関東の大水害を受けて、その防災っていう方法を見直さなければならないというふうなことから、タイムライン、私もちょっと聞き慣れん言葉でございますが、テレビ等で盛んにタイムラインによる防災っていうことの重要性から物部川、仁淀川について、そういった防災対策の中から進めていきますというふうなことを盛んに言い始めました。

タイムライン、ちょっと調べてみますと、いわゆる英語でいきますとタイムのラインですから、時間を応じて、それによつての対策をするということらしいんです。これはアメリカで最初に考案をされて、ハリケーンとかそういったことの対策のために 7 日前ぐらいから計画を立てて、7 日、5 日、3 日、直前ということで時間をスケジュールを組んで、どういう対策をするか、いふふうなことをするらしいんですが、佐川町として、いわゆる一生懸命防災やってるんですけども、この時間帯によつての対策の同じような形をとってると思うんですが、そこのへんをちょっと具体的に、このいわゆるタイムラインと呼ばれる方法で合致しながら参考にしながらやってるのか、その辺のことがわかっておれば聞かせていただきたいと思います。いかがでしょう。

総務課長（横山覚君）

お答えをいたします。水害対策でございますが、先ほど議員のほ

うが申されましたとおり、本年9月の関東・東北の豪雨、これによりまして、国のほう、国交省のほうですけれども、避難を促す行動ということ打ち上げましてですね、避難のためのタイムラインの整備ということをしていきたいと。これにつきましては、当初、国管理の河川で始めていこうよという話なんですけども。

きのうですか、越知の土木事務所のほうにも電話をしてみますと、越知のほうはですね、今そういうふうな作業をする予定はないよという話だったんですが。市町村のほうでは大豊町でタイムラインというものが今できてるよという情報は入ってます。佐川町のほうでも柳瀬川の関係もありますので、いまちょうど研究をしているところです。最終的にはそういうふうなもので水害対策を進めていきたいというふうに考えております。

8 番（中村卓司君）

国が定めてこういうことをやりなさいということでタイムラインという方法ながですけど、一概にそれと同じような方法をとっておれば、新しいものを取り入れなくても、佐川町独自のタイムラインということでやっておったらいいかと思いますし、特に大きな河川が氾濫をしたということの対策で、国は、その一級河川を対象にしながら、それを設定せえということの、まあ言うたら指導をですね、やっているようでございます。

この間の関東・東北のときに既にタイムラインをつくってるところとつくってないところの比較を出して見る表がございまして、タイムラインをやってる市町村は、発令が72%で早期に避難ができた。つくってないところは33%で、いわゆる半分以下の避難命令が出せなかったということなんで、いかにこのタイムラインをつくっちゃうところが大事かなというふうなことも数字的には出てございます。

大きい河川のところにあるところが対象かも知れませんが、先ほど言った佐川町では、5号台風で非常な、堤防が壊れてですね、高知県で一番先に避難命令が出た町で、しかも私の住んでいる字名の虎杖野というのがテロップで流れて、屋根の上にかきついているような映像が出たということもあります。だから、大きい1級河川ではなくても、そういった心配がなされることもありますので、災害を予想して、どういう順番で避難をするのかということも想定内に入れておいてですね、こういったことも大事ですので、研

究の課題にしてほしいと思いますし、渡辺課長からありました地域の防災組織とも連携を組みながらですね、地元の方はどこが危ないってというのは非常にわかっているんで、地域の防災のメンバーとコミュニケーションを図れる機会を多くつくっていただいて、二度と5号台風でやられたようなですね、災害が起こらないように工夫してほしいと思いますので、よろしく願いをしておきます。

この質問は以上にさせていただきます。

最後の質問です。質問要旨の中で、高齢者対策ということで質問をさせていただいたんですが、少し幅が広がるかもわかりませんが、障害者についてのですね、ことについても少し触れたいと思いますので、わかっている範囲で構いませんので聞かせていただきたいと思います。

まず最初に、これもいつも問題になります高齢者施設へのですね、待機者が大変多いというふうなことは、もう既に皆さん御承知のとおりだと思いますけれども、現在、待機の人数、高齢者の人数がわかっておればですね、聞かせていただきたいということと、障害者の方で、そういった施設、障害者のグループホーム的な入所者希望みたいなことの声が聞こえていればですね、そのことも聞かせてほしいと思いますけど、よろしく願いします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。まず、介護保険関係の、高齢者の施設のことですけれども。まず特別養護老人ホーム、佐川町においては仁淀川、越知町と広域事務組合を組んでですね、特養のほうも運営しておりますけれども、そちらの数字を入手しております。11月1日現在になりますけれども、5施設、佐川町の春日荘以外のところも含めてですけれども、佐川町の方の待機者としては、延べ120人という形になっております。

ただ、実数といたしましては、これ事務局、広域になるんですけども、現在把握ができていないと。実態調査ができていないという状況です。この中には、既に亡くなられている方とかですね、それから重複に登録をされている方、そういった方々が相当数おいでるんじゃないかというふうに事務局のほうでも聞いております。ですので、この120人というのは延べ人数という形になります。

あとはですね、町内のグループホーム、介護、高齢者の関係のグループホームになりますけれども、これが現在54床あるんですけど

れども、満杯の状況です。こちらのほうも少し、待機者といいますか、希望されている方を拾ってみますと、延べ 50 人程度おいでます。こちらのほうにつきましても、少し重複があるというふうに思っていますので、これも実数としてはもう少し少ないとは思いますが、待機者がおいでる状況だろうというふうに思います。

あと、障害者のほうですけれども、こちらのほうはグループホームということでしたけれども、現在、佐川町内におきましては、障害者の事業所、加茂のこじゃんとはたら来家さんが運営しているグループホームが町内に 11 床というんですかね、11 人入れる定員があるということで、その中でですね、若干、満員ではないというふうな形は聞いております。

ですが、こちらの障害者のグループホームに関しては、ほかの、町外の方も入れるような状況になってます。佐川町の障害者の方も、逆に、佐川町外のグループホームに入れるような仕組みにはなっております。こちらのほうについてはですね、実数としては、なかなかおさえきれてないんですけれども、地域自立支援協議会というのがあってですね、障害者施策、障害福祉計画を進捗管理していく会があります。

その中でも、こういうグループホーム等、あるいはショートステイであるとか、そういった施設の入所というんですかね、入りたいという希望があってもなかなか自分の希望している、家族が希望している施設とか、そういったところになかなか入れないというような話も聞いております。ですので、この障害者の施設についてもですね、充足しているというふうな認識はなくてですね、何とか検討していかないけないというふうには考えております。

8 番（中村卓司君）

2 つに分けて考えてみたいと思うんですが、高齢者と障害者ということで 2 つに分けて考えてみたい、質問してみたいと思うんですが。高齢者の施設をたくさんつくりますと、介護保険に影響したりということも出てこようかと思えますし、施設運営についてもあろうかと思えますし、国の補助金関係にも関連をしてこようかと思うんですが、待機で、延べですけれども、グループホームの民間の 54 床ですか、それに 50 名の待機、それから特老の部分の 120 名の待機、延べですけれども、あるんですけれども、その方がおられるんですけれども、この方のこれからの対処の仕方っていうふうで、行政とし

てこのまま放っておくしかないと思ってるのか、それとも、何とかして、というふうなお考えがあるのか、あれば、どういうふうな方向があるのか。

また障害者の施設で介護保険法が変わった場合に、障害者、今までにおられたところから出されるような方もおいでるのではなかろうかと思えますし、出されなくても町外へ、施設に入っている方が何人かおられるようでございます。その方が地元に戻ってきたいというふうなことになる、受け皿がないという状態なんですけど、それについて、何か方法を考えていることがあればですね、聞かせていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。まず、高齢者の施設、介護保険の関係の施設ですけれども、まず施設を建設、例えば建設するということになりますと、介護保険の保険料の関係がございます。第6期の計画が今年度からスタートしております。3カ年スタートしておりますけれども、第6期の介護保険事業計画の中には、佐川町として施設整備は行わないという形で協議をして決定をしております。ですので、平成27年から29年度までについては介護保険の、佐川町としての建設の予定は今のところない、ということです。

ただ、それじゃどうするかということですが、国のほうも勧めておりますが、在宅介護・医療のいわゆる地域包括ケア、そういったものを在宅で何とか見ていけるような体制をですね、やはりこれは介護サービスだけでは難しいと思えます。医療の関係であるとか、そういったところと連携をしながら、在宅ケアを充実させていくというような方向性を持って対策を考えているところです。

ただ、なかなか難しい専門的な職種であるとかですね、例えば訪問看護、在宅で見るといっているのであれば、そういった看護的なステーションも要ります。そういったところも含めて、どういうふうにしていくかというのを今現在、関係機関と地域ケア会議というものも含めながら検討している最中です。

あと、障害者施設の関係ですけれども、確かに、例えば今、障害者施設でグループホームなり入所なりしている方が御高齢になられて介護保険の対象の年齢になってくると、そのまま障害者施設というわけにもいかない部分もあります。そうなってくると介護保険の施設のほうに移るといふケースもあろうと思えます。

ただ、そういったところで受け皿がどうかというところについては、現実問題としてこれは非常に難しい課題であろうと思いますけれども、そういう方々の受け皿が、例えばないような形であってはならないと思いますし、ただ、施設をそれじゃあ建てる、単純に建てるかっていうことになってくると、こちらの障害者施設の場合は、介護保険の施設の場合はしません、介護保険料と、あと、ただ建設する場合には国とか県の補助金があります。

しかしながら、この障害者施設の建設に当たっては、そういった保険料制度ではありませんし、国、県といった建設の補助金も基本的にはない形になります。ですので、もし建てるとなると、事業所側の負担であるとか、あるいは地元の市町村、私たちはどういうふうに対応がしていくかというふうなことは検討していかないかというふうに思います。そういった財源的な課題もあります。これ中長期的な課題としても捉えながら、後は佐川町だけじゃなくって、近隣、広域の市町村でどういうふうに対応ができるかということも考えてまいりたいというふうに思っております。

8 番（中村卓司君）

即、来年からというのも難しいと思うんですが、今のところ計画がないというような状態で、私として申し上げますと、佐川町以外の町村でどんなことをやっているかという、行政の持つてる財産、資産の中から、具体的に言うと、土地の提供とか建物の提供をして、それを民間の方に運営をしていただくというふうな方法をとってる町もあるんですね。いわゆる官民の協働によるその事業というもの、これから特に必要だと思いますので、その官のほうとしてはですね、そういった方法の中からこういった高齢者の施設、障害者の施設という部分を担ってもらえるような形に誘導するというふうなことが今後、必要になろうと思うんです。

介護保険の問題で云々問題があるからとかいうふうなことを言わずにですね、いわゆるその受け皿で問題があるならば、何らかできる方法を考えていくということの中に、先ほど私が申し上げた行政の持つてる財産の中で利用できるものは利用させていただいて、ただ継続するためには、その事業所を募ってその方にやっていただけると、いうふうな事業者を募るというふうな方法もありではないかというふうに思っています。

ただ福祉課の中で、その判断というものもなかなか単独でできない

し、町長はもちろん関係をしてくると思うんですが、協議会がありますよね。その協議会の中に、そういった話を持ちかけていくというふうな話ができまいかというふうに、今、思うんですけども、いかがでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。地域自立支援協議会、これを年数回行っております。ことしからは専門部会ということで、この施設の関係ではございませんけれども、例えば障害児の、子供さんの日中も預かりのことであるとか、あるいは移動、障害者の移動支援のあり方について、今年度は具体的にこの2点について話をしております。その中で、町として、あるいは関係者全体としてどういうふうな形ができるかということ具体的に協議をしています。

この施設の関係についてもですね、この協議会のほうへ上げて、できれば28年度に具体的な議題として上げらしていただいて、どのような仕組みができるかということを検討していきたいと思っています。

8番（中村卓司君）

ぜひですね、その検討をしてほしいというふうに思っています。直接かかわる方からのお願いもあるかもわかりませんが、そのことを待つよりも、こういったことでやったほうがいいんじゃないかというふうに行政から働きかけていただくほうが、いわゆる今度の10年の総合計画の中にもうたわれている、みんなが手を合わせてにこにこできるまちづくりという意味で大変いいんじゃないかという、思っていますので、ぜひ、よろしくお願いをしたいと思っています。

こんなことを申し上げる一方で、少し申し上げたいんですけども。いわゆるそういう受け皿的なことももちろん重要ですけども、認知症にならない、障害にならない、病気にならない、いつまでも現役っていう部分が大変必要になってこようかと思えます。そういったことが、いわゆる介護保険料も安くなると。坂本議員のほうからそういった話も出ておりました。

そこでですね、いつまでも現役っていうコンセプトの中で、百歳体操なんかもやっているんですけど、もうちょっと具体的にですね、こんなこともできるよね、町外でこんなこともやってるよねというふうな、いつまでも現役でいられるような施策っていうもの

が行政のほうから、何かアイデアっていうものがあつたらいいなあという思いがありますけれども、課長、どうですか。いっぱい例を知ってると思うんですが、ありませんかね。いつまでも現役でいられる方法、手段。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。施策ということですが、なかなかいい言葉っていうのが、なかなか今浮かばないんですけれども。やはり、心と体の部分あると思いますが、やはり自分自身がいつまでも何かの役に立つというか、ボランティアも含めてですけれども。ちょっと坂本議員の御質問のときの回答とちょっとかぶるかもわかりませんが、何かそういう社会の、ひとつの、自分がひとつの役に立っているという、何かこう、あかしになるようなもの、それを仕組みにしていければ、自然と元気なままで、心も体も元気なままで過ごせるんじゃないかと。

介護予防にもなるということですので、これがどういうふうな施策に落とせるかということですが、例えば、体づくりの部分であるとか、心の健康づくりの部分、こういうのをちょっと具体化をして、1つの施策にまとめていければというふうには思っております。以上です。

8番（中村卓司君）

全てを網羅して、これをやれば、継続的にお年寄りに健康で心身ともに生活ができるよというものはないと思うんですけども。いくつものいくつものいくつものことをアイデア出すことによって、たとえ2人、3人でも構んけれども、いつまでも私がおることによって、元気でいられるよっていう方法をとつたらいいと思うんです。言われるとおり。

そこで、例えばよそでやってるのは、おもちゃのお医者さんっていうのが、お年寄りが子供たちの壊れたおもちゃを直して、そこでやっているっていう事業もあるんです。そのお年寄りは、実に生き生きと、そのことに対して私が役に立っているということをやっている事業もあるんですし、今、JAのやっている、いつまでも現役という意味で、農業スクールというのもやってるんですよ。そのお年寄りが集まるときに、実にうれしそうにやっているし、自分でやってるし、しかもそれから料理教室とかもやってるんですよ。そういういったものをいくつもいくつもアイデアを出して、いつまでも現役

でいられるっていうふうな方法をとっていただいたらええと思います。

1 つには、例えば老人ホームに、畑を提供して、お年寄りに草を引てもらったり作物をつくってもらったり、できたものは直売所に出していただける、みたいな方法だっていいと思うんです。

例えば、大根をつくってお漬物を作ってそれを出すとかいう、それもいいと思うんですね。そういうアイデアをどんどん出していただいて、いつまでも現役っていうものをほんとに楽しみながらやれるような方法をとる。だけどそれをみんなで、たくさんの方にアイデアを出してもらわんとできませんので、そのたくさんの方のアイデアが出る場所の提供は行政はやっていただくというふうなことも大事じゃないろうかと思います。

私のかたい頭の中では、なかなかいくつも思い出しませんけれども、そういったことの、いつまでも現役っていうことがほんとにすばらしいなっていうことの居場所づくりっていうものをつくってほしいというふうな願いをしておきますが、このことについて、何かあったら、なかったらいいんですけど、もう質問をやめますが。居場所づくりというのをやっていただけるような方法でお願いしておきますが、課長、何かありましたら、思いを言うてください。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。まずはそのアイデアというところですけども。もちろん、これからアイデアを募るというやり方もありますし、せつかくこの第5次の総合計画を立てるときに、町民の皆様から、ほんとにいっぱいアイデアをいただいていると思います。その中で、やはり健康づくりとかそういった介護予防であるとか、そういったところを少し拾い上げて、町民の皆さんのそういう思いとか、を具体化するということも1つありではないかなあというふうには考えてます。

それから、その集まりとかいうか、そういったところですけども、例えばですけど、今、あつたかふれあいセンターをつくってますんで、つくっているとか整備をして、そういう集まりの場とかいうのを徐々に、地域の中でしていくと。そういう中で自由にお話ができたりとかいうようなことの中で、自分たちもその中に話を聞きに行ったりとかすることもさしていただきながら、いろんなその意見とか、高齢者の方々の声を聞けるような場づくりに努めたいと

思っております。

町長（堀見和道君）

私からも一言申し述べさせていただきたいと思います。

まず、つい先日、けいとうのいきいきサロンに行ってみりました。町内に13カ所ほどですかね、月に1回、いきいきふれあいサロンをやっていると思います。13カ所全部回りますと、それぞれのところでアイデアを出されて、すごくユニークな取り組みをされています。

具体的な話で申しわけないんですが、先日、けいとうでつくっていただいたお漬け物を食べさせていただきました。そのお漬け物を食べたいから集まってきている地域の方もいますし、やはり地域、地域によって味付けも違いますし、そういうことが、ああ各地域でアイデア出されてやられてるなあと。そういう意味では、そういう場は、もう昔からあるんだというふうに思います。

あと、あったかふれあいセンター、今、尾川と斗賀野で展開しておりますけども、これから黒岩、加茂、さらには佐川の中心部でもやろうという動きもあります。あったかふれあいセンターができることによって、日常の、1人で家にいることなく外に出て人とふれあう。人に話を聞いていただく。人に見ていただく。そういうことが機会が増えていけば、健康長寿のまちづくりが進んでいくのではないかなあというふうに思っております。

さらに、地域公共交通整備することによって、各地区、交通の空白地区がなくなるように、そういう施策的なことも考えておりますので、とにかく、1人でいる時間をできるだけ少なくする。1人で住まわれている高齢者の方も、出て行って、人に見ていただいたり、人と話しをしたり、聞いていただいたり、そういうふれあう機会が増えることによって、恐らく、頭も活性化されて元気になると思いますし、健康に長生きしていただけるんじゃないかなあというふうに思っております。

かなり、施策としては、厚く、厚く、佐川町は展開をしていっているというふうに思っておりますので、御理解をいただければなあと。あとは、それこそ住民力で知恵を出していくと。みんながかかわっていくと、いうことではないかなあというふうに思います。

それと、最後にすいません、前の質問になりますけども、佐川町タイムラインっていう、今その形式張ったものは当然まだありませ

んけども、かなり 30 分刻みとかですね、かなり細かく時間を設定をして、それを 1 日前、2 日前、台風ときは、それこそ 1 週間前、4 日前、かなり細かく対策を練ってます。

そういう意味で、どのタイミングで避難準備情報を出せばいいのか、どの段階で避難勧告を出すのかっていうのは、かなり 30 分刻みぐらいで、かなり細かくやれるようになってきてあります。さらに、よりもっときめ細かく防災無線で情報が流せるように細かく体制をとっていこうと。いろんな調査をしていこう。ということで今、進めておりますので、そういう意味で、ほかの自治体よりは、そのタイムライン的な考え方でいくと、かなり真剣に、細かくやれてるんじゃないかなあ、いうふうに思っておりますので、答弁として追加をさせていただきます。ありがとうございます。以上です。

8 番（中村卓司君）

ありがとうございます。かなり細かいことをやってる、タイムライン的とほぼ同じようなやり方をやっているというふうに思います。その中で、ちょっと触れろうかと思ったけど、のみ込んだ言葉の中に、町長のそういう答えがありましたんで、また言いますと、失礼ですけど、町外の職員さんがいるじゃないですか。佐川町の場合ね。そうすると、即、災害のときに駆けつけれんという心配があるんで、このタイムライン的なのが 7 日ぐらい前から、アメリカの場合ですよ、やってるので。で 5 日ぐらい前ならば、その号令を出して、町外の職員さんを町内に待機をさせるという方法もあろうかと思えますんで、ぜひ、そのことも役立ててほしいと思います。答えは要りません。

それからその高齢者につきましては、実によく、チーム佐川、まじめにおもしろく総合計画の中で 2060 年までの人口が出てますよね。その中に、高齢者っていうこともずーっと出てまして、40%前後から、ほとんど変わらない。30 年ぐらい変わらないというこの数字が出てますよね。

そうすると、そのことに対応すべき対策っていうのもおのずからわかってこようかと思うんで。あとの 30 年間、高齢者が 40%前後をずーっとそのまま推移しますから、そのことも十分に配慮しながらですね、計画を練っていてほしいというふうに思っています。

以上ですね、この場からの私の質問は終わらせていただきます。一方的だけにおしゃべりをしてしまいましたことにおわびを申し上

げまして、この場からの質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

副議長（岡村統正君）

以上で、8番、中村卓司君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

本日は、これで延会することに決定しました。

次の会議を、8日の午前9時とします。

本日は、これで延会します。

延会 午後4時17分

